

続・戦国の忍びを追う

—忍び戦術に用いた技（忍術）の実像—

岩田明広

はじめに

記録上の伝来から一〇年にして世界屈指の銃砲保有数を誇った「イエズス会報告書」戦国期は、我が国通史の中でも極めて特殊な時代だ。万民を巻き込む争乱が生じ、少なからぬ犠牲を強いた一方で、貨幣経済の発達や産業の発展、急激な人口増加をもたらした。戦国期の象徴ともいえる戦闘の実態と、その土台になった人々の精神構造を把握することは、特異な時代性を理解する上で重要な視点であるとともに、平和を善としつつ争いが絶えない現代社会の理解にもつながる。

しかし、これまでの研究は、軍の動員や動員元郷村の分析、軍の構造解明等に主眼を置いたため、戦闘についての詳細な検討が十分ではなかった。こうした状況を戦争不在の戦国史と批判した西股総生は、様々な大名の史料から軍単位の動きとその規模を具体的に記述した。それでも戦術単位の実態解明は、今後の課題になってきた⁽¹⁾。

戦国の軍を理解するための戦術研究という観点から、私は前々稿「戦国の忍びを追う」⁽²⁾において、一次史料⁽³⁾と信頼できる写しのみを用いて別動隊としての「忍び」を検討した。その結果、戦国期の「忍び」を「軍の作戦の一部として、軍の支援の下に、敵城等への夜間の潜入・乗取・放火等を行う戦術であり、その任務にあたった者たちの呼称でもあった」と定義し、軍内における組織・制度及び任務の内容について、凡その定点を得た。特に、

関東の雄小田原北条氏⁽⁴⁾発給文書のうち、「本田家文書」（足立区立郷土博物館寄託）に伝わる、北条氏による永禄五年（一五六二）の葛西城（現東京都葛飾区）奪還作戦の記述から、北条軍における忍び戦術の組織・動員の枠組みと運営構造を把握し、忍びの母体となった特殊武装集団を推定した。また、上杉謙信発給文書等から、忍び戦術を担う者たちが、夜間の軍事行動の技術を鍛錬していたことを明らかにした。

次いで前稿「戦国の忍びを追う」では、前々稿の知見に加え、独自の技術鍛錬を積み、その内容を当該集団だけで伝授していく忍びの母体となった特殊武装集団の特性を把握した。さらに、近世の忍器と機能・構造が一致する戦国後期の特殊武器「有角型石製平つぶて」・「土製撒菱」について、忍びの母体と同様の性格をもつ特殊武装集団が用いたものであることを明らかにし、戦国の忍器あるいはそのルーツと認定した。前々稿同様、戦国期の別動隊について、一つの定点を示したつもりだ。

しかし、両稿の段階では、それまで存在を疑う意見さえあった戦国期の忍びについて、組織・制度の概要を捉えることに主眼を置かざるを得ず、忍び戦術に用いられた具体的な技術や技能、つまり忍術⁽⁵⁾の実態についてはほとんど追求できなかった。

その後、忍術の把握を念頭に資料の収集を続けたところ、北条軍の葛西城奪還作戦に忍びとして参加した「本田氏とその配下」が用いた技術と技能の実態について、一定の見通しを得ることができた。勿論、忍術は忍術伝書に詳しい。しかし、戦国期の忍術に関する記述を近世の伝書中に特定し考察するのは難しく、現在の私にその力はない。

本稿では、これまでの取り組み同様、一次史料とそれに準じて扱える同時代史料、考古学・地理学的情報を考察の拠り所とする。前々稿以来の知見に新しい情報を加えて考察し、戦国期の忍び戦術に用いられた技術と技能⁽⁶⁾ 忍

術の実態把握に、定点を築けるよう努めたい。

なお、本稿の内容は、先に公にした発表・著作、放送番組等と重複する部分があるが、本稿がすべてに優先する。また、本稿で挙げる文献史料については、極力原史料または写真から翻刻したが、掲載された刊本がある場合は、これを翻刻の参考とし、本稿にはその史料番号を付して便に供した。特に『戦国遺文』については、戦国+大名氏名+史料番号と略して表記した。その際、翻刻中の「」は後筆を意味する。

このほか、忍術伝書のうち、『萬川集海』を引く際は、中島篤巳註訳『完本萬川集海』国書刊行会(二〇一五)に、『忍秘伝』を引く際は、中島篤巳註訳『完本 忍秘伝』国書刊行会(二〇一九)に、それぞれ従った。戦国大名や国衆の表記は、事典類の項目になっている名称に統一し、時々用いられる仮名・諱の使用は避けた。城郭名については、戦国期の呼称か周知の埋蔵文化財包蔵地名を主に用いた。

一 本稿の基本的な考え方

本稿の論理構成は次のとおりとする。

まず、戦国期の一次史料を基に、忍び戦術の技術・技能を考察する(二・三章)。次に、前々稿において、葛西城忍び乗取作戦で忍び戦術を指揮した本田氏を川本本田氏と推定したことについて、二つの検証を行う。第一に、今回新たに確認した系図等関係史料の検討から、葛西城乗取に参加したのが川本本田氏である蓋然性を示す。第二に、一次史料とそれに準ずる同時代史料・地理学的事象から、上杉謙信第二次越山(6)下における上杉勢と北条氏による葛西城争奪戦の過程を整理し、北条氏が忍び戦術のために召集したのが川本本田氏であった状況証拠を示す(四・五章)。その後、発掘調査成果と表層遺構の観察からわかる考古学・地理学的事象により、川本本田氏に歴史的に

備わった技術・技能を考察し、葛西城乗取における忍び戦術が、夜間の軍事技術に加え、より実戦的な技能を要したことを推定する(六・七章)。

なお、史料に書かれた命題の理解や、情報交流等に関する考察は、前々稿・前稿に示した認知科学的理論(7)に基づいて行う。理論の内容については、前々稿・前稿を参照願いたい。

二 一次史料にみる忍びの技の手がかり

(一)「夜わさ鍛錬之者」再論

忍び戦術の技術・技能は忍術の検討にあたり、まずは一次史料から把握できる事項を明確にしておきたい。

最初に採り上げる【史料二】は、前々稿でも紹介した天正二年(一五七四)四月四日付「上杉謙信書状」だ。「夜わさ鍛錬之者」の記述がある。

【史料二】「上杉謙信書状」(個人蔵・上越市史別編上杉二二〇三)

義重同陣急速之由候而、従太田美濃守父子所飛脚お差越候間、則返礼相渡、自其方之飛脚ニ差添、其地江越候、可為大儀候得共、同陣可為相急候間、従其方添案内者、美濃守所江被送届専一候、扱亦、当軍之儀一両日中ニ其筋江可打下候条、可心安候、南衆之模様能々被聞届、註進専一候、定而為差儀不可有之由、令校量候、猶万吉令期面之時候間、不能一
二候、恐々謹言、

追而、存之旨候間、船お集被置専一候、敵地之船おも、夜わさ鍛錬之者お差越候得共、ねらいとり候て、船数お、く可被集置候、覚悟之旨候間、如此候、以上、

四月四日 謙信(花押)

木戸伊豆守殿

同 右衛門大夫殿

菅原左衛門佐殿

利根川水系を抑えて武蔵から上野・下総への支配拡大・定着を狙う北条氏が、利根川水系中流の重要拠点関宿城（現千葉県野田市）と羽生城（現埼玉県羽生市）に同時侵攻した際の記録だ。

元龜二年（一五七一）の越相同盟破棄をきっかけに、武蔵北部・上野南部への侵攻を図る北条氏は、天正元年（一五七三）四月には深谷城を傘下とし（「深谷上杉家系」）、羽生城を孤立状態に追い込み、同時期に関宿城方面にも侵攻した。羽生城の木戸氏・関宿城の築田晴助らから援軍要請を受けた上杉謙信は、翌天正二年正月に出陣し、三月二六日には金山城（現群馬県太田市）をうかがいつつ、藤阿久（現群馬県太田市）に陣取った（三月二八日付「上杉謙信書状」中山小太郎氏所藏文書・上越上杉一二〇一）。北条軍が羽生近辺まで兵を進めると、上杉軍は、四月、金山城攻めを取りやめ、館林領大輪（現群馬県明和町）に布陣した。これにより、両軍は利根川（浅間川）をはさんで対陣する形になった（四月一三日付「上杉謙信書状」（志賀楨太郎氏所藏文書、上越上杉一二〇四））。

北条軍は、多くの船を調べて周辺の水権を手中にしていたとみられ、四月一日、謙信は羽生城の木戸忠朝らに北条軍の様子を見届けるよう命じた（四月朔日付「上杉謙信書状」（秋元興朝氏所藏文書・上越上杉一二〇二）。その後謙信は、孤立する羽生城防衛のため、兵糧・弾薬の搬入を計画した。

四月四日、謙信は、太田美濃守資正父子に佐竹義重宛ての参陣を促す書状を送らせるため、羽生城の木戸忠朝・重朝、菅原為繁らに飛脚の警固を命じる書状を送った。その書状の追而書に「夜わが鍛錬之者」によって敵船をねらいとらせる等してでも、船を多く集めるよう指示したのが、【史料一】だ。

十分な船を持たない上杉軍は、増水した利根川を渡河できなかった。兵糧・弾薬を搬入して羽生城を救援するには、船を得るしかないが、当時の上杉勢には、敵軍の船を乗取るよりほかに術がなかったようだ。その後、夜わが鍛錬之者による敵船乗取は成功した。謙信は佐藤筑前守に地勢や敵情を探らせ、入手した三〇艘の船を用い、兵糧搬入を実行した。しかし、この作戦は佐藤筑前守による偵察不足で、北条軍の妨害に遭い失敗に終わった（四月一三日付「上杉謙信書状」上越上杉一二〇四、志賀楨太郎氏所藏文書・東大影写）。

夜間に敵船を乗取る戦術が、戦国期の忍びの定義に該当することは前々稿に記したとおりだ。重要なのは、忍びが弓馬等、通常の武士の鍛錬とは別に「夜わが」を鍛錬していたと考えられることだ。「夜わが」の具体例Ⅱ忍び戦術の技術・技能等の内容は記されていないが、敵軍に包囲された羽生城に在城した忍びたちが、敵船を乗取るのに使用すべき、夜間の軍事行動の技術・技能が「夜わが」であったのは明らかだ。

この事例に象徴されるような忍びの技術・技能に接近するため、まずは先行研究^⑧で行われたように、忍びを記録した一次史料に戻り、手がかりを集めることから始めてみたい。

（二）一次史料にみる忍び戦術に対する警固

残念ながら、現存する忍びに関する一次史料に、忍び戦術の内容（忍術の内容）を直接記録したものは存在しない。しかし、忍び戦術への対処方法としての城郭警固を具体的に記した史料は複数あり、逆説的に忍術の内容を知ることがかりになる。防衛側の城兵は、自軍の忍びの技や過去対処した忍びの技に対する有効な警固方法を考案し、実施する。これに対し、忍びの実行部隊側では、その警固を掻い潜る方法を探求して、忍びの技の鍛錬に活かしていたと考えられる。警固と忍び戦術は、表裏一体の関係だ。

さて、忍びに関する一次史料が鉄炮普及期の永祿年間に急増することは前々稿に記したところだが、対忍び警固の記録は天正以後の史料に限られる。忍び戦術の多用化が永祿期に起こり、対応策としての警固方法の確立が天正期にあったためだろう。

先ずは、一次史料にある忍び警固の記述を整理していこう。

【史料二】は、天正三年（一五七五）、徳川軍の攻勢に対し、武田軍が田中城（現静岡県藤枝市）の警固を固めるよう指示した条目だ。

【史料二】「軍役条目」（佐久町友野氏旧蔵文書・戦国武田二五六九）

（竜朱印）条目

一、其城用心普請等、不捨昼夜肝煎之事、

付、忍之用心、專可被申付之事、

一、向諏方原出伏兵、稼不可有由断候事、

一、其地为番替、山家并駿州衆一兩人指越候、為着城者、

小山田六左衛門尉片時も早速帰参之事、

已上

十二月廿七日

三浦右馬助殿 小山田六左衛門殿

小原宮内丞殿 其外在番衆

元亀元年（一五七〇）四月、織田信長が朝倉義景の討伐に失敗すると（金ヶ崎の戦）、反織田諸勢が各地で決起した。このころ、駿河を併合した甲斐武田氏は、遠江・三河をうかがっていた。元亀三年（一五七二）、反織田勢をまとめた将軍足利義昭が挙兵すると、武田信玄もこれに応じた。九月、信玄は織田氏との同盟相手徳川氏の領国三河に侵攻し、翌月には遠江にも侵出した。

翌年、信玄が軍中で没すると、徳川氏は武田氏からの領地奪還を開始し、三河の長篠城（現愛知県新城市）等を奪い返した。

一旦は撤退した武田軍だったが、信玄の後継勝頼は、天正三年（一五七五）

四月、再度三河へ侵攻し、翌月、長篠城を包囲し、織田・徳川連合軍と大規模な戦を展開することになった（長篠の戦）。戦いは織田・徳川軍が勝利し、

一二月、徳川軍は攻勢を強め、遠江の二俣城を落城させた（浜松卿在城記）。

これに対し、武田氏は【史料二】のとおり、田中城の三浦貞久に防御を固めるよう指示を出した。

対忍び警固は、城の改修を指示した第一条の付けたりにある。城の警固と

して、用心と普請を命じ、特に忍びに対する注意を命じている。

前々稿の定義のとおり、忍び戦術には「潜入」があり、そのために城郭の

構造物に取り付き、登り降りし、水堀であればこれを渡る技術をもっていた

とみられる。また前稿の検討から、特に、急な城壁登りでは、鍵縄等の道具

を製作し、使用する方を含めて鍛錬していたと考えられる。付けたりは、

これに対する防止策を命じたものだが、一条本文の警固と施設整備が忍び対

策にも用いられていたことを想定させる条文だ。

次の【史料三】は、より詳細に忍びの技にアプローチできる史料だ。

【史料三】「北条氏邦書状写」（戦国後北条二四三二）

只今注進之處、自信濃、すつは共五百ほと参、其地可乗取之由、申来候、

昼夜共二能々可用心候、きはきは江何時も、宵あかつき夜明番、肝要二

候、何時も一番九ツと之間あけ出、此用心尤二候、只今さむ時二候間、

月夜なしては、しのひはつく間敷候、何れも物主共、覚番二致、夜之内

三度つゝきてゑ、石をころはし、たいまつをなけ、可見届候、為其申遣

候、恐々謹言、

追而、時分柄二候間、火之用心尤候、

何れも昼ねて、夜可踞候、

如法度、敵之足輕出候者、

門々をとち可踞候、此一ヶ條

きわまり候、又足輕ふかく出

間敷候、以上、

十月十三日（天正十年カ） 氏邦（花押）

吉田新左衛門殿（真重）

信濃から来た五〇〇人の「すつは」が吉田新左衛門の城を乗取ろうとしている、と注進を受けた北条氏邦（現埼玉県寄居町鉢形城主）が、配下の吉田新左衛門に城の警固を命じた書状だ。

「すつは」を真田昌幸配下と考えると⁽⁹⁾、甲斐武田氏の滅亡・織田信長の死去により、西上野が不安定化していた天正一〇年頃の記録とみる見方〔戦国遺文 後北条氏編〕に同意できる。

この史料は、対忍び警固をもっとも詳細に記録したものととして知られており、「すつは」・「しのひ」・「足輕」という混同されがちな三語が同時に記載されている。構造的に分解すると、次の各項の警固を指示しているが、「すつは」・「しのひ」・「足輕」がそれぞれ警固の対象となっているため、理解するには一定の注意が必要だ。

- ① 昼夜ともに用心せよ。
- ② 隅々（きわきわ）まで、宵から暁までの夜明かし巡回番が肝要だ。
- ③ 一の番と九つ（深夜23〜1時）との間の城外の見回りは当然だ。
- ④ どの武士たちも不寝番とせよ。
- ⑤ 不寝番は、夜のうちに三度ずつ出て来て、石を転がし、松明を投げ、忍び

の存否を見届けよ。

⑥ 火の用心は当然だ。

⑦ 昼眠り、夜は眠らず跪いて待機せよ。

⑧ 敵の足輕が城付近に出現したときは、法度に定めたとおり閉門し跪いて待機せよ。

史料の一行目には「すつは」とあり、文章構造上①〜③は「すつは」に対する警固として書かれたものとみなせる。文意が切れた三行目末から「しのひ」の潜入を想定した内容になる。今は寒期であるので、月夜になっては「しのひ」の潜入はないだろうが④・⑤をせよ、との文意になる。月夜を除いた「しのひ」に対する特有の警固とみなせる。しかし、前々稿にも記したとおり、「しのひ」は「すつは」五〇〇人の中の者が行うことになるので、①〜③も対忍び警固に共通する内容だとしてよい。

対忍び警固限定の④・⑤は不寝番であり、不寝番の者は夜のうちに三度ずつ出て来て、石を転がし、松明を投げ、忍びの存否を見届けよとある。石転がし・松明投げは忍びを発見するための行為となるので、土塁・石塁等の城壁から、堀内や城外の忍びの潜入予想経路に向けて行うものだったと考えられる。石転がし・松明投げに当たっていないときは、武士の詰め所・番所で待機していたものとみられる。

その後の追而書には、時節の警固として、先ず⑥の火の用心が書かれている。一般的な冬季の失火とその延焼に対するものと考えられるが、忍びの放火が言外にあるとも想像できる。改行後には、一般的な城兵の警固行動として、⑦が命じられている。昼横になり夜は跪いて（つまり、いつでも武術的に対処できる姿勢で）の待機を求めている。⑦についても、夜の待機は対忍び警固を含む可能性は考慮すべきだ。

さらに行を改めた⑧の門を閉じ跪いて待機せよとするのは、文頭に「足軽」と明記されており、「足軽」の城周辺への出現に対する警固としてよい。足軽が「すつは」に含まれることは明らかだが、出現時間は「昼夜」ともにあり得る。足軽は、特定の戦術を負わない戦闘員で、「すつは」構成員の内の下級兵士を示す戦国後期の一般的な用法だと思われる。ここでは敵の「すつは」に属する下級兵士全般の出現に対し、閉門警固を実施せよという意に解釈したい。夜間に出現する足軽の中には、忍びの任務を帯びた者がいたかも知れない。

①と⑥⑧に、具体的な対忍び行動は含まれないため、この史料では②④⑤が対忍び警固の詳細となる。北条氏邦の軍では、夜間に城内隅々まで巡回警固し、午前零時頃には城外を見回り、さらに夜間に不寝番の者たちが三度ずつ石を転がし、松明を投げて見届けることで、忍びを発見し潜入を防ぐことができると考えていたということになる。

他に、近世に入ってからの史料になるが、【史料四】に慶長十九年（一六一四）一〇月二〇日付「木俣守安宛井伊直孝覚書」を挙げておく。大坂冬の陣で井伊勢の先鋒を務めた木俣守安に宛てた、主家井伊直孝の書状を記録したものだ。この記録には対忍び警固策のほか、忍び戦術に放火があった意の記述がある。

【史料四】「木俣守安宛井伊直孝覚書」（中村達夫氏所蔵文書・彦根市史六卷

一六四）

（前略）

一、先手の儀大坂近辺之事に候間、自然しのひなと来候而火つけ候儀も

可有之候条、鉄炮大將衆へ被仰付、昼夜まはり番可被仰付事、

（後略）

陣内に忍び等が潜入して放火するようなこともあるので、鉄炮大將衆に「昼夜」の「まはり番」、つまり巡回警固を命じるとある。昼夜の巡回とあるのは、忍以外の者に対する警固を兼ねていたためだろう。【史料三】と合わせ、忍びに対する警固の基本が「巡回」であり、戦国末期から近世初期に一定の共通性をもつて広く行われていたことがわかる。【史料三】では、巡回番のほか、不寝番による石転がし・松明投げが忍びの潜入対策とされていたが、この史料では、巡回番が、「しのひなと来候而」＝潜入と「火つけ候儀」＝放火の対策を兼ねて行われていたことも示している。

さて、これらの対忍び警固行動から、忍び戦術の技術・技能を把握するためには、警固でとられる行動の具体性を明確にしておく必要がある。史料から把握できる具体的な行動は、【史料三】にある「石をころはし、たいまつをなけ、可見届候」に限られる。両者はどのような行動であったのだろうか。

松明投げについては、西ヶ谷恭弘による先行研究がある¹⁰。西ヶ谷は、茨城県坂東市にある逆井城跡の第四次発掘調査において、西Ⅱ曲輪空堀の橋脚礎石周辺で、焼土と炭化物を含む黒色土層六層が確認されたことについて、長時間火が焚かれ何度も意識的に土を撒いて消火したようにみえると指摘した。西ヶ谷は、これを【史料三】にある対忍び警固の松明投げの痕跡だと考え、松明投げは山火事を避けるため山城の斜面に向かって行うもので、空堀が対象施設だったと解釈した。逆井城は、結城氏に対する北条氏の拠点として、天正五年（一五七七）に北条氏繁（玉縄城主北条綱成の子）が築いた城で（天正五年七月二四日付「北条氏繁判物写」士林證文二、戦国後北条一九二四）、北条氏の下総国進出の前線基地としての役割を担った。西ヶ谷は、他に六つの城の堀内での炭化物含有層発見事例を挙げている。

一般に、城郭での焼土や炭化物の成因には、落城・自落にともなう放火やその後の跡片付けの痕跡が挙げられる。しかし、逆井城のような堀内での焼

土や炭化物の累積については、建物火災を直接の原因とみなすことはできず、後片付けが間を繰り返されたと解釈するのも不自然だ。

同様の例には、茨城県阿見町の大室城跡の空堀における、ローム層と焼土層の互層の出土がある。また、兵庫県養父市の国史跡殿屋敷遺跡では、一六世紀代の居館中心部を囲む空堀底面付近の自然堆積層内から、自然木や木製品とともに焼けて炭化した木片が出土した例もある¹¹⁾。さらに、埼玉県入間郡毛呂山町の毛呂城跡の事例では、一四世紀段階に開削されたとみられる溝跡底部に焼土と炭化物の層が検出されており、発掘調査担当者は儀礼の痕跡だと想定している¹²⁾。この想定については、祭祀関連遺物の共伴がなく、儀礼として系統を辿れる類似例も探せないため、賛同するのは難しい。

これらの事例を、西ヶ谷のいうように松明投げの痕跡だと考えると、投げ落とされた松明の火によって、後世に残る程の焼土層や炭化物層が形成され、場合によっては間層の堆積があった後、さらに松明投げで焼土層が形成される過程を繰り返したとしないといけない。投げた松明が毎回同じ位置に落ち、長時間燃え続けることを繰り返さない限り焼土形成はありえないし、互層状態は、その偶然的結果が間を同じ場所で繰り返されたことを意味する。合意すべき根拠は不十分だ。

むしろ堀底で一定期間火を焚く行為が繰り返され、間を置いて再び繰り返し火を焚く期間があった結果だと考える方が自然だ。

城郭が防御施設であったことを考慮すると、一定期間同じ場所で火を繰り返し焚くのは、忍び潜入等に対する警固のための常夜灯であった可能性が高いように思える。焼土層・炭化物層と間層の互層は、火を焚く戦時の警戒期間と火を焚かない平時との繰り返し返しの痕跡であるとすれば、説明しやすい。松明投げは、その都度必要な場所で簡易な警戒法として行われ、痕跡は残っていないのではないか。

さて、もう一方の対忍びの石転がしについては、現在のところ明確な痕跡は掴めていない。石転がしは、いわゆる武器としての礫(つぶて)に該当するが、石垣・石積の崩落石材・加工石材・端材、後世の石造建築物の建材の混入等との区別が難しい。実際に転がした礫を特定し証明するのは、さらに困難だ。確実な礫が発見された事例に、岡山県苫田郡奥津町で調査された河内城跡がある。河内城跡では、山頂の城主要部から落ちる斜面中ほどに犬走を造り、上部を切岸とし、下部は斜面に盛土して急傾斜を造り出していた。この犬走から多量の礫が発見された。石垣をもたない土の城であったため特定できたが、それが対忍び用であったかどうかを判断することは不可能だ¹³⁾。

城外に向けて投げた場合には検出さえ難しい。現段階では、対忍びの石転がしの証拠は、今後の発掘調査に委ねるしかない。

ところで、石転がしや松明投げに類する対忍び警固については、甲賀の忍びに関する近世史料に記録があることが知られている。寛永一四年(一六三七)から翌年に起きた島原の一揆で、一揆勢拠点となった原城(現長崎県南島原市)を甲賀衆が偵察した際の記録群だ。

『島原天草日記』(松平甲斐守輝綱天草日記・国立公文書館内閣文書)寛永一五年二月一五日条には、「自近江國甲賀來隱形者、欲入城中、夜々忍寄、然不能交居城中之賊矣、一夜忍城中之時、賊則知之而逐之於是取堀畔之旗而出城外、賊以石強打之」とある。甲賀から来た隠形の者が城内に潜入した。城内では西国訛りとキリスト教の名称が用いられていたため聞いても判らないことが多く、潜入が露見し、堀際の旗をとって城外に逃げたが、一揆勢に石を強く投げられた、との意だ。

これについては、戦国期の近江國甲賀郡山中村で土豪の地位にあり、甲賀郡中惣の主要構成員だった山中氏の記録「山中文書」の「甲賀衆肥前切支丹

一揆軍役由緒書案」にも記述がある。

戦死した板倉重昌に代わり幕府上使となった松平伊豆守信綱に召し出された「甲賀古士」一〇人が、原城内の様子や敵情把握のため潜入したという。銃撃や間断ない「猿火」の投下、松明による照明を避けて忍び入ったところ、甲賀衆の一人が落とし穴に落ち、その音で潜入を知られ取り囲まれてしまった。そこで旗をたわめて塀に飛び乗ったが、敵に多数の石を投げられ負傷したとある。他に、甲賀衆が城の構造を探り、兵糧を奪うなどした記録も存在する（神宮文庫山中文書・『水口町志』山中文書二七九号）。

「甲賀衆肥前切支丹一揆軍役由緒書案」は享保六年（一七二一）に写したものとされるが、甲賀衆の記録であって「忍」の記録とは書かれていない。証明なしに甲賀衆を忍びとする見方には問題があるが、夜間の城に潜入する者に対する警固としては、内容が【史料三】に酷似している。認知科学的な理論に照らせば、忍び警固と共通の夜間の侵入者に対する警固行動が、広域かつ長期にわたりに行われ、戦国後期から近世前期の武士たちにも共通認識されていたことの証拠にはなる。対忍び警固も含めた、夜間の侵入者に対する一般的な城郭警固行動だといえそうだが、なお、天草一揆の事例でも、松明投げと石転がしがセットで実施されているわけではない。

これらを整理すると、忍び戦術に対する警固行動は、不寝番による城内夜間の巡回番と状況に応じた焚火・松明投げ・石転がし、城外の巡回番であったとみてよい。いずれの行動も、その目的は忍びの発見による潜入防止にあったといえる。

三 警固からみた戦国期忍び戦術の技術と鍛錬

現存史料からみた対忍び警固行動は、忍びの発見による潜入防止が目的だった。発見は、松明や焚火の光による視覚や、石転がしによる忍びへの打撃

音・悲鳴・回避音・逃亡音等の聴覚によるものだ。忍びにとつては、存在を察知させる光源と音源の克服が重要な課題だったと思われる。一方で、城郭周囲には、自然の光源と音源が存在し、潜入する忍びを照らし出し気配を察知させる原因になったと考えられる。

本章では、ここまでの検討から、警固行動を生じさせた忍び戦術の技術・技能Ⅱ忍術を整理することとするが、それに先立ち、対忍び警固の行動と同様な効果をもたらす自然の光源・音源の影響についても検討しておきたいと思う。

産業革命前、ヒトの居住・行動範囲は狭く、環境への人為的な影響は少なかったとされる⁽¹⁴⁾。戦国期は、大名や国衆が民衆の夜間の行動を制限していたため、都市・城下・郷村の一部を除いて自然環境下の光源・音源が支配する空間が広がっていた。光源は月明かり・星明かりが、音源は風の影響や動物の動作音・鳴き声等が主体であった。

前々稿の忍び戦術の実例を参考に、夜間の光源から検討していこう。

一般に、満月の月明かりの照度は〇・二〜一ルクス、星明かりが〇・〇二ルクスであるとされる⁽¹⁵⁾。公益財団法人日本防犯設備協会の防犯照明ガイドによると、満月の夜は健全な視力があれば手元で何とか本が読め、40〜50メートルの距離でも十分に人の存在や動きが把握できるといふ。反対に、半月以下では見えにくく、星明かりだけの夜は、人の存在でさえ確認しづらくなるようだ。

前々稿では、永禄五年（一五六二）の葛西城忍び乗取作戦の実行日を、夏は四月二四日を含む直前の数日間、秋は八月二六日から二九日の間と特定した。永禄五年四月二四日は西暦一五六二年五月二六日にあたり、八月二六日は九月二四日にあたる。

当該期間はグレゴリオ暦以前にあたり、月と太陽の視黄経が合となる朔を

求めるのが難しいため、精度を求めず『新こよみ便利帳』（暦計算研究会編一九九一）の簡易計算に従って月齢を求めると、一五六二年五月二四日は月齢八の上弦の月、二二日は月齢六の六日月だった。参考までに気象庁が公開している気象データ最古の一九六七年から一九七六年の天候をみると、梅雨の走りの時期にあたり、曇りや時々雨の日が多いが、晴れの場合もある天候だったようだ。半月の明かりが隠されていた可能性が高い。八〇キロメートル内陸の現群馬県太田市の長楽寺に伝わる『永祿日記』（賢甫義哲）では、永祿八年の四月下旬の記録に、数日おきの雨とある。他年他所の記録では気象傾向の類推もできないが、矛盾はない。

もう一方の忍び実行日一五六二年九月二四日は月齢12の十三夜に近い月、二七日は月齢15の満月だった⁽¹⁶⁾。同様に一九六七年から一九七六年の気象庁の気象データをみると、天候は曇り時々雨が多いが、大雨にはならない秋雨の時期特有の天候だったようだ。『永祿日記』の永祿八年の記録では、二日と置かず終日雨となっている。

忍び戦術実行日として特定できる日付はほとんどないため、事例不足にも思えるが、夏・秋ともに曇りや雨が降りがちの時期であることを考慮すると、忍び実行部隊は、月明かりがあるが明るすぎない条件の日を選んだように思える。松明なしに行動できるが人の行動は見えにくく、雨天になる可能性はあるが荒天は少ない日程だ。月が出ているか否かが問題なのではなく、雲に覆われる等、適度な月明かりを利用することが忍び戦術の技術・技能だったのだろう。【史料三】に「只今さむ時二候間、月夜なしては、しのひはつく間敷候」とある記述についても、「乾燥した冬季の快晴の月夜」に忍びの侵入はないという文意であったことがわかる。松明に目が慣れた城兵には、忍びの動きは確認しづらかっただろう。

一方音源には、複数のものが存在したと思われる。関東の城郭は山城が多

く、周囲は森林であるのが通例だ。

【史料三】を忍び実行期間として参考にすると、天正一〇年一〇月一三日は西暦一五八二年十一月八日となり、立冬（十一月一日）前三日程度だ。現在の群馬県では、山頂付近の紅葉が終わり、山間部も紅葉の終盤の時期だ。寒冷期にあたる戦国期では、より落葉の進んだ状態だったはずだ。乾燥した落葉が表土上に堆積し、足音が発生しやすく気配を消しにくい状態だったと思われる。多人数での行動の場合、森林中での音の発生は防ぎようがない。これは、夏から秋の草原でも類似の状況と考えられ、葛西城での忍び戦術の日程にも当てはまる。

城郭周囲には、別の音源もある。戦国期の夜間には、ニホンオオカミ・野犬・イノシシ・ニホンマムシ等のように、遭遇した場合危険をとまなう動物も活動していた。また、夜行性のニホンジカ・ホンドタヌキ・ホンドキツネ等も存在していただろう。遭遇時に警戒音や急激な動きによる動作音が生じる可能性があり、人間の側にも驚嘆の声や逃亡の足音を発生させる可能性があった。不慮の音源を絶つことは難しい。

忍びが城兵に見えなかったためには、月明かりが明るい夜を避け、野生動物と遭遇しやすい森林を避けて行動し、守備側城兵の察知を防ぐ必要があった。

これらを前提とした上で、先述した城兵の警固行動を考慮すると、忍び戦術の技術・技能は忍術の大枠は次のように想定される。想像になるが、列記してみたい。

- ①無照明、月・星明かりによる夜間行軍・軍事行動の技術・技能（暗順応、夜間の山地での移動技術・戦闘技術等）
- ②少人数での軍事行動の技術・技能（支援や補給のない軍事行動）
- ③音をたてない行動の技術・技能（足音・衣擦音等の防止・工夫）

- ④ 視認を防ぐ技術・技能（通路・森林境界・障害物等の把握と利用）
 - ⑤ 動物との接触を防ぐ技術・技能（動物の生態把握・獣道の把握）
 - ⑥ 礫（つぶて）や松明投げを避ける技術・技能
 - ⑦ 堀・城壁・土塁等の登降・走破等の技術・技能
 - ⑧ 利用する道具の開発・改良・製作・使用の技術・技能
- これ以外の技術・技能の有無やその内容については、今後の課題としたい。なお、⑧については、刀工・石工・土器師などの職能集団との関係も内在しており、その中で得た技術も含まれると考える。

四 再考・葛西城忍び乗取作戦の実行部隊に迫る

― 本田氏を考える ―

（一）葛西城乗取を指揮し葛飾に移住した野田本田氏

戦国期の忍術について、一次史料の記述を基に検討を進めてきた。しかし、実戦での忍び戦術の技術・技能としては十分ではない。

前々稿に記したように、永禄五年（一五六二）の葛西城忍び乗取作戦では、広い北条氏勢力圏から、本田氏とその配下が法外な褒美で召集されていた。参陣を命じた文書は折紙で、宛名の位置も日付より低く、身分の違いを明確にしながら、北条氏は、三顧の礼を思わせるほど繰り返し使者を送り続けた。

当時の関東には、弘治二年（一五五六）の「結城家法度」の段階で、「夜わぎ」の者たちが存在していたし、永禄四年には、北条氏政軍下の南図書助部隊が日尾城（現埼玉県小鹿野町）を乗取るなど（永禄四年カ九月一日付「北条氏政書状写」士林證文二・戦国後北条七二六）、忍び戦術を実行できる特殊武装集団が複数存在してもよい状態だった。それでも北条氏は、本田氏を特別に召集した。本田氏は、代わる者のない技術・技能を有していたとみるべきだ。その技術・技能は、葛西城での忍び戦術に欠かせない技術・技能

であったのではないか。

以下では、前節までに把握した夜間の軍事行動としての忍びの技術・技能Ⅱ忍術とは別に、本田氏ならではの技術・技能を検討するため、本田氏の歴史的な在り方や系譜について検討する。

葛西城乗取の忍び戦術を指揮し、「本田家文書」を現代に伝えた本田氏（千葉県野田市に居を有したため、以下、野田本田氏という。）については、前々稿において、源頼朝御家人畠山重忠の郎従本田近常の家系で、近常本抛の川本本田（現埼玉県深谷市本田Ⅱ旧川本町本田）に現住する本田氏（以下、川本本田氏という。）から、葛西城乗取の軍功で葛飾に移住した分家筋だと想定した。①本田近常を祖とし、北条氏康に仕えたとする両氏の家譜が「本田家文書」・『寛政重修諸家譜』と一致すること、②当時の武蔵国内では「関東幕注文」下野国足利衆筆頭の長尾但馬守同心衆にある「本田左馬助」以外に武力をもった本田氏が存在しないこと、③「本田左馬助」が岡部弥三良・毛呂安芸守・本庄左衛門尉三郎ら武蔵国大里郡から児玉郡の武将と併記されており、本田氏本抛が川本本田以外に考えられないこと、の三点を状況証拠としたものだった。その上で、葛西城での忍び戦術実行部隊は、川本本田氏寄りの上下本田郷在住の下級武士やその隷属民で、川本本田氏の下で夜間の軍事行動を鍛錬して特殊武装集団を構成した者たちが母体になったと推測した。

しかし一次史料には、野田本田氏が川本本田氏の分家だとする直接の記述がなく、証拠の積み上げが望まれる状況だった。そのため、その後も証拠となる資料の調査を進めていたところ、他の文献史料や考古学的知見の中に、推定の確度を高める情報を複数得ることができた。

まずは、野田本田氏を川本本田氏からの分家とする推定に関わる新しい情報から、検証をはじめたい。

野田本田氏が伝える「本田家文書」には、三五通にのぼる系図関係史料が

残されている。最も古い史料は系図作成の覚書とみられる寛永五年（一六二八）の史料で、寛永一八年（一六四一）にも類似の下書きが作られている。形式の整った系図は、享保から元文頃の一八世紀代に作られたもので、三河の忠勝系本多氏の系図も八通存在する¹⁷⁾。

近世初期、武士たちの間では、由緒や家格を示す家譜や系図の作成が盛んになった。徳川幕府でも、寛永一八年（一六四一）、將軍家光の命で、諸大名と旗本以上の幕臣に系図や家譜、その証拠となる古文書を提出させ、諸系譜の編纂を開始し、寛永二〇年（一六四三）に『寛永諸家系図伝』を完成した。

また、幕府成立史編纂のため、家康から家光までの期間にあたる大名・幕臣・庶民の家譜・家伝等の文書類を提出させ、『貞享書上』を作成した。寛政一年（一七九九）には、『寛永諸家系図伝』続編の編纂を開始し、文化九年（一八一二）まで『寛政重修諸家譜』の編纂を続けた。

野田本田氏に残る系図関係史料も、初期の史料の年代からみて、幕府の諸系譜編纂事業に合わせて作られた覚書や下書、あるいは提出資料の控え、これに基づいて作成した系図類であったと考えられる。忠勝系本多氏系図については、北条氏滅亡後の野田本田氏が徳川家に仕え、一旦は武蔵国に男衾・大里等の所領を得て栄えたが、その後衰退したことから、有力大名の本多家に寄せた系図を作成するため、参照した資料だった可能性が高い。

野田本田氏の系図関係史料は、未だすべてが公になっておらず、今後調査・解説が進む。詳細な検討はその過程に委ねたいが、ここでは、重要な史料と、現状で公になっている史料を中心に検討を進めたい。

最も古い寛永五年の覚書には、「一 祖父者本多兵右衛門太郎と申候生國武蔵之者二而御座候、小田原之屋形三奉公仕、江戸ニ罷有て、但知行所ハ、一飯倉村、一金杉村、一駒米村、右之三ヶ村ハ江戸柴廻二而御座候、一金町村、一曲金村、一小松川式ヶ所、下総之内葛西二而御座候、一駒林村是ハ武蔵之

内二而御座候、以上八ヶ所高合八百貫文」とある。前々稿で因った『寛政重修諸家譜』にある「藤原姓」の表記はなく、氏祖「正勝」は「兵右衛門太郎」となっている。生国は武蔵国とあり、後に作られた他系図に共通する。葛西城乗取の褒美については、金町村・曲金村・両小松川村の知行が挙げられているが、知行宛行の理由は書かれていない。家伝の聞き書きで作成した覚えであろうか。後の創作情報や監修が入っていない可能性が高い。

寛永一八年の覚書になると、「正勝」は「兵衛太郎」とされ、平姓だが、藤原姓を誰からか名乗ったと記されている。氏租兵衛太郎は生国・本国ともに武蔵だ。兵衛太郎の事績には、葛西城乗取による知行宛行が書かれている。『寛政重修諸家譜』には、兵衛太郎の名がみえ正勝に作るとあるが、葛西城の戦いについては「軍功」としか書かれていない。この覚えも「本田家文書」を直接参照して作成されたものであろう。

これ以後の系図類は、平姓または藤原姓をとっている。戦国期の正勝以前の家譜の記述はないが、より遡る家伝に藤原氏または平氏との関連が伝えられていたものと思われる。この点については、後述する川本本田氏の系図との関係に注意が必要だ。

『寛政重修諸家譜』を含め、野田本田氏に関する歴史上の事実を把握するため、現在公になっている史料のうち、後年の影響が少ないと思われる系図関係史料を【史料五】に挙げる。

【史料五】「(本田氏)先祖書」「(本田家文書)『戦国足立の三国志 宮城氏

・舎人氏・武蔵千葉氏 古文書が語る足立の歴史」(七)

先祖書

藤原姓

平姓二而御座候処、往古誰ヨリ藤原姓

罷成候哉

高祖父本國

生國共武藏章友

本田兵衛太郎正勝

左京大夫

法名奉紹香

小田原「左京大夫」氏康奉公任永祿十二己巳年四月十七日病死、「法名紹香」、從氏康下總國

葛西城乗取可申旨、被申付候處、則乗取申候、為褒美葛西之内、

金町村曲金村兩小松川村五百貫加増給候、本知共八百貫領之、

重而於勸忠節者、弥可有褒美之旨、氏康書出之判形

御座候、

曾祖父本國武藏正家

本田主善正儀

生國下総

(中略)

享保十九甲寅年十一月 本田清兵衛

この系図は、享保一九年（一七三四）のものだが、寛永一八年の覚書に非常に近く、それらの文書を整理して作成したものであることがわかる。氏祖を高祖父、二代を曾祖父、三代を祖父、四代を父としており、五代目にあたる本田清兵衛が書いたものだ。氏祖の死後さほどの時間経過のない段階で、内容には誤りが少ない史料とみられる。

氏姓については、元平姓で藤原姓に改めたが、その際の当主は不明とされ、寛永一八年覚書に準ずる。忠勝系本多氏家譜の影響も考えられる。近世前期の野田本田氏が、平氏の流れを自認もしくは主張していた可能性をうかがわせる史料だ。

氏祖高祖父は、『寛政重修諸家譜』と同じく正勝と書かれており、本國・生國は寛永期の覚書同様、武藏となっている。葛西城乗取については、二度目の忍び戦術の催促についても記述されており、「本田家文書」を正確に参照して作られた系図であることがわかる。家伝としてもある程度正確な情報が伝わっていたのであろう。

前々稿では、氏祖正勝の本國・生國を武藏国とするのは推定だった。系図類の記述により、野田本田氏が葛西城の軍功により武藏から下総へ移住したことが事実であったことがわかった。葛西城を乗った本田氏のもつ技術・技能を検討する際、本拠特定の根拠の一つとなり、きわめて重要な情報といえる。

その他の系図類には、『寛政重修諸家譜』の記載事項と凡そ共通する記述がみられる。しかし、その中で、末尾を欠く作成年未詳の系図の一つに注視すべき情報が書かれている。桓武天皇から野田本田氏二代正家までの系譜を書いたもので、前々稿で正勝の兄と想定した甚十郎を正勝の弟に掲げているのだ。甚十郎に事績等の記述はなく、家系を異にしているとした想定を補強する書き様だといえる。

野田本田氏の家譜に関わる覚書や系図を総じて見ると、主に本田近常と秩父平氏（畠山氏）との関係を重視し、そこに藤原氏との関係が付加されて作られているようにみえる。

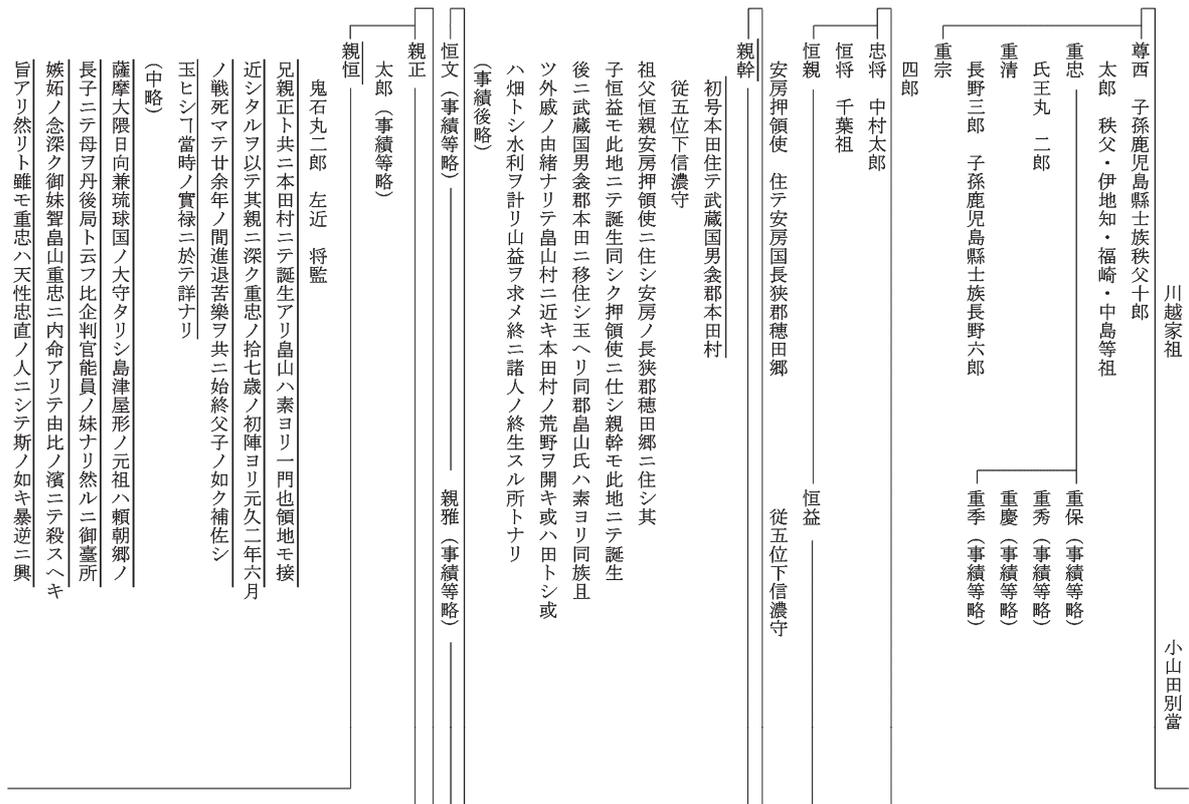
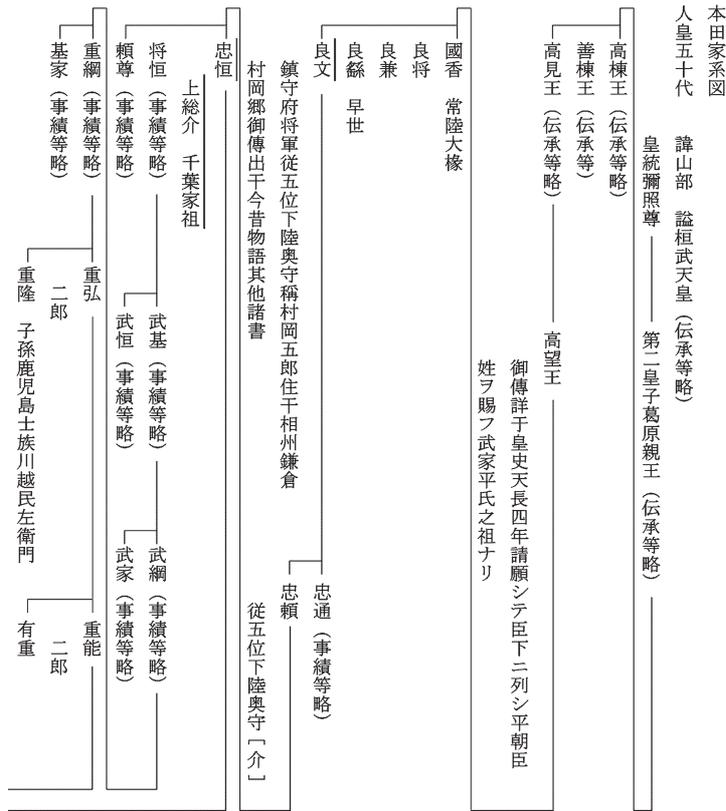
(二) 川本本田氏の二つの系図と野田本田氏

野田本田氏の氏祖正勝は武藏国からの移住者だったが、川本本田氏との関係についてはどこまで証明できるのだろうか。

前々稿・前稿で紹介したとおり、埼玉県深谷市（旧川本町）本田には、現在二つの川本本田氏の本拠跡がある。一方が前々稿で詳述した深谷市上本田にあり、堀・土塁を備え戦国期城館跡とされる本田城跡（前々稿では本田氏館跡と表記したが、遺構の状況と深谷市教育委員会の遺跡呼称に従い、前稿・本稿では本田城跡という。）であり、もう一方が前稿「付編 本田氏館の比定地について」で示した同下本田の本田氏館跡（深谷市教育委員会の遺跡名。以下、この名称を使用する。）である。双方とも本田氏末裔が現住しているが、

文祿四年の検地で上下本田郷筆頭の土地所有者として記録され、旧家として屋敷地を繩除けされた右近の末裔は、下本田の本田氏館跡に住む本田家だ。下本田の本田家は、近世、本田村名主として、多くの古記録を残してきた（『本田瑛勇家文書』『所蔵文献目録2 本田地区』川本町史編さん調査報告第3集）。前々稿で野田本田氏と川本本田氏の関係検証の材料とした「本田氏略系図」の原史料も、その一つだ。野田本田氏と川本本田氏の関係再考にあたり、あらためて原史料を確認してみよう。

【史料六】「本田家新系図」（本田瑛勇家文書）



ミスヘキ人ナラス密ニ親恒ニ此丹後局ヲ遠回ニ誘引シテ虎口ノ難キヲ免カレンメンコトヲ依頼アリシ故ニ速ニ摂州ノ邊ニ同行シ住吉神禮ノ大名ノ上シテ十月三日ノ夜平産アリ乃チ島津元祖三郎豊後守忠久ト云シハ此公ナリ

(中略)
先是近衛殿

ヨリ親恒公ヘ北家ノ家門ニ列セラルヘキ旨台命アリ我家桓武天皇ノ後胤ニシテ関東ノ平氏タルハ素ヨリ論ナシト雖モ近衛殿ノ大恩實ニ高岳深淵モ及フ可カラサレハ乃チ之レヨリシテ姓ヲ藤原ト称シ今ニ至リテ同族悉ク其例ニ倣ヒント云フ

(中略)
其後重忠ヨリ

奥州ノ戦功ヲ申立ラレ島津若公ヘ薩摩大隅日向ノ守護職ヲ拜任アリ之レ島津氏當時ニ至ル迄七百年其国ノ主タリシ事由ナリ緒親恒薩摩ニ下向アリ其国諸般ノ政事ヲ為シ玉ヒ

三年ニシテ功ヲ成シ鎌倉ヘ復命アリ島津若公三拾六騎ノ麾下士ヲ召シ附ラレ下向日州山門院島津庄ヘ御着アリシ故ニ島津三郎後三郎左エ門尉豊後守忠久ト名乗リ玉ヘリ此忠之字重忠ノ烏帽子トナリ玉ヒシ故ニ重忠ヨリ贈ラレシト島津系

図ニ見ヘタリ此三拾六騎ノ御供ノ随一ニ次郎下向シタマヘリ緒親恒ハ元知行所男衾ノ本田ヘ帰住鎌倉ヘ勤仕アリシニ元久二年六月廿二日武州ニ股川ニテ重忠ト戦死セラレシハ東鑑

其他當時ノ實禄ニ詳カナレハ之ヲ略ス

(後略)

女子 (事績等略)

貞親

親恒ノ一女ハ島津ノ正室ニ成ラレン故ニ本田家ヲ貞親ニ継ガシタ玉ヘリ (事績等一部略)

道親

太郎 (事績等略)

道「親」兼

島津氏ニ属シ大隅国守護代職ニ任シ曾於郡清水

城ノ主トナル (事績等一部略)

重親 (事績等略)

氏親 (事績等略)

二郎 信濃守

久兼 (事績等略)
親保 (事績等略)

本田家之事為當家之父母依者分國之諸侍不可本田上故殿代々之置

文如斯非新儀之状如斯

文和四年十一月十四日

氏久 花押

本田殿

(以下、薩摩本田氏家譜略)

道親

太郎 入道道親

木家太郎親正ノ後嗣トナル

親定 (事績等略)

親為 (事績等略)

親康

左馬助

天正廿三年五月十八日卒

源次郎文永七年生

天正十九年六月十二日卒

室天正十年四月廿一日卒

〔教念寺古文状書入ヘシ〕

武州忍城主下總守成田長康天正年中有故屬干

小田原長繁与之有水魚之交長康贈其偏諱表其

盟信云

〔傳〕天正十八年庚寅四月小田原落城ス先是長親北条氏直ノ麾下

ニ属ス落城後本田郷代々ノ邸内ニ蟄居ス其後文祿四年

關東惣御檢地ノ節本田郷ハ山下源右エ門殿御奉行ナリ

本田屋敷ノ義前々ノ遺跡御詮議ノ上家中屋敷ハ被召上

本田屋敷ハ御免地トナル當村直下喜三郎取扱ノ檢地帳

證詳跡アリ

親繁 (事績等略)

親氏 (事績等略)

經行 (事績等略)

親天 (事績等略)

女子 (事績等略)

女子 (事績等略)

女子 (事績等略)

親房

太郎 母稻津三郎友直女

文永十一年生貞和五年卒

親綱 (事績等略)

長繁 (事績一部略)

長親

〔右近尉〕

元和四年卒

年七十五年

(事績一部略)



桓武天皇を祖とする平氏の流れを主張し、平良文の孫で千葉氏の祖忠恒に連なるとする。忠恒の子恒親は安房国押領使として安房国に住んだとあり、『尊卑分脈』にも記載があるが、川本本田氏に繋がるその子恒益から四代の実在は明確ではない。

恒益の子親幹が、初めて武蔵国本田に移り、水利・田畑を開拓して大地主となり、代々武力で領地を治め本田と号したとある。千葉氏祖忠恒の下には、川本本田氏直系に先立つ形で、忠恒弟の将恒を氏祖とする秩父平氏の流れが、畠山重忠の代まで記されている。

親幹の曾孫に親恒(新系図は近常を親恒としている。)の名がある。親恒は、幼名(仮名)を二郎、畠山一門とされ、源頼朝御家人の畠山重忠の初陣から戦死まで苦楽を共にしたとある。親恒が、頼朝の子として生まれた薩摩島津氏の氏祖忠久の出生を助けたことから、関白近衛基通の言により、藤原姓を名乗ることになったとしている。これは、野田本田氏の「先祖書」に通じる。親恒は、その後島津忠久に従い薩摩に下り功をなして褒賞され、鎌倉に戻っ

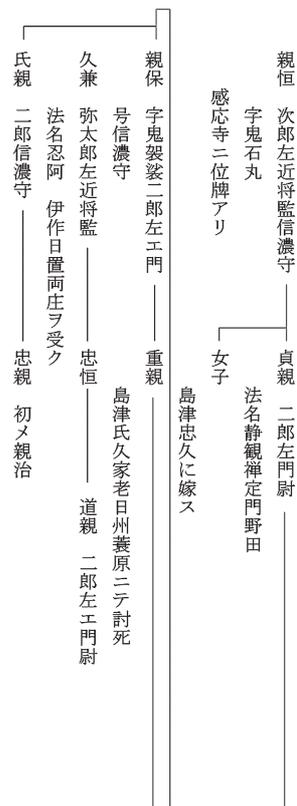
たという。親恒の娘は島津氏正室となっている。

親恒が畠山重忠とともに討たれた後は、川本本田氏は一旦親恒の兄親正が継ぎ、その後親恒の子貞親が継いでいる。その子には道親(幼名太郎)と親兼があったが、親兼は島津氏に仕え大隅国守護代になったとある。親兼の子に久兼・親保があり、親保の子の重親・氏親と続く。氏親以下は、島津家に代々仕えた薩摩本田氏の系図が書かれ、川本本田氏からの分家関係を示している。

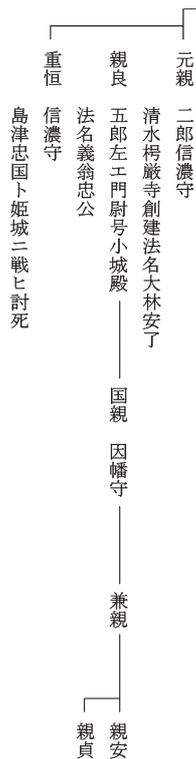
氏親の事績にある島津氏久の書状の写しは、細部に違いがあるものの、複数の野田本田氏の系図にもみられるなど、皇統譜から親恒までの系譜と、薩摩本田氏との関係等は、川本本田氏・野田本田氏系図に共通し、共通の情報源によるものと考えられる。薩摩本田氏の家譜情報を媒介に川本・野田・薩摩の本田氏が関係していたとも考えられる。

薩摩本田氏系図の確認の必要があるが、残念ながら、薩摩本田氏屋敷が西南の役で官軍陣所となった際、弾薬の反故紙として使用されてしまったという。現在把握できる内容は、分家筋の写から復元されたもので、【史料七】のとおりだ¹⁸⁾。

【史料七】「薩摩本田氏略系図」(『国分郷土誌』註18より)



向ノ島ヲ領シ惣小河姫城ニ住シ隨者ハ近村郡田城
夫ヨリ溝辺、佳例川、栗野、横川ヲ格護ス



【史料七】薩摩本田氏略系図は、親恒（薩摩本田氏も近常を親恒としている。）の子貞親の子に親保・久兼・氏親の名がみえ、道親は久兼の孫となっている。【史料六】の川本本田氏の系図では、貞親の子を道親・親兼とし、弟の親兼の子を久兼・親保としている。親族関係に相違がみられるが、同じ名前が多く、相互の関係性は明確だ。

失われた薩摩本田氏旧蔵の古文書は、九州地方では著名な史料群であり、川本本田氏の系図作成の際、業者が閲覧したことが想像される。特に、薩摩本田氏は、「関東幕注文」に登場する本田左馬助の家紋「すわま」と同じ丸に州浜を今に伝えており、中世以前の本田氏の記録や伝承を確かな形で遺していた可能性がある。本田近常の系譜を重視する薩摩本田氏の在り方からみて、川本本田氏との分家関係は事実であろう。

本筋に戻ろう。【史料六】は、明治期に至る薩摩本田氏系図の後に、あらためて道親以後の川本本田氏の系譜を続ける。しかし、戦国期までは兄弟姉妹の表記や各人の事績の記述がみられなくなる。系図の根拠となる家伝・古文書等が少ない期間があったとみられる。

それに対して、戦国期の記述は詳細だ。

道親から六代後の親康には「左馬助」の武家官位がみえる。「天文廿二年五月十八日卒」とある。「本田左馬助」は、「関東幕注文」で下野国足利衆筆頭

の長尾但馬守同心衆に記載がある武将と同名だ。戦国当時、葛西城乗取に对応可能な軍事力をもつ「本田氏」は、本田左馬助を当主とする本田氏を除いて一次史料には探せない。【史料六】の親康を「関東幕注文」の「本田左馬助」とみなせれば、川本本田氏を野田本田氏の本家とみる重要な証拠になる。親康の官位「左馬助」の検討が必要だ。

親康と同時代の人物とその事績を確認すると、親康の子長繁は、源次郎とあり、事績に「教念寺古文状書」とあるのがみえる。現深谷市下本田の時宗寺院教念寺は、多くの古文書を伝えており、「教念寺文書」として整理されている。そのうち、天正三年（一五七五）九月六日付「本田長繁寄進状写」（「教念寺文書」、戦国後北条一八〇二、前々稿【史料二七】）は、本田郷の土地の教念寺への寄進状であり、発給者は本田源二郎長繁となっている。系図の記述が史実と一致する。また、その子長親は「右近尉」となっている。下本田の本田家当主のご教示によれば、本田家墓地における現存最古の墓石に名を刻むのは本田右近とのことで、実在の人物としてよい。戦国期の記述はいずれも正しく、証拠に基づく可能性が高い。親康も実在したものと考えるとよく、卒年に問題はあがるが、「関東幕注文」の本田左馬助が、川本本田氏当主の親康であった可能性は高い。

とはいえ、記述内容の真偽の確認という目で【史料六】をみると、所々に華族・士族という語がみえ、明和を明治と誤記した部分がある上、訂正とは異なる後年の書き込みが多いことに気付く。末尾には、文久二年（一八六三）一月二〇日に亡くなった本田親之と安政二年（一八五五）七月九日に亡くなったその妻、文政六年（一八二三）六月に四歳で亡くなったその娘の記述がある。文政六年以後で、明治期に製作した系図であることがわかる。官位や戒名の追加訂正もみられ、近代の伝承に基づく創作部分や解釈部分が相当存在すると考えられる。平氏に連なるとすることについても、近世後期以後

の「忠臣」畠山重忠人気が影響が強く、その下での主張とも考えられる。系図の信頼性には課題がある。

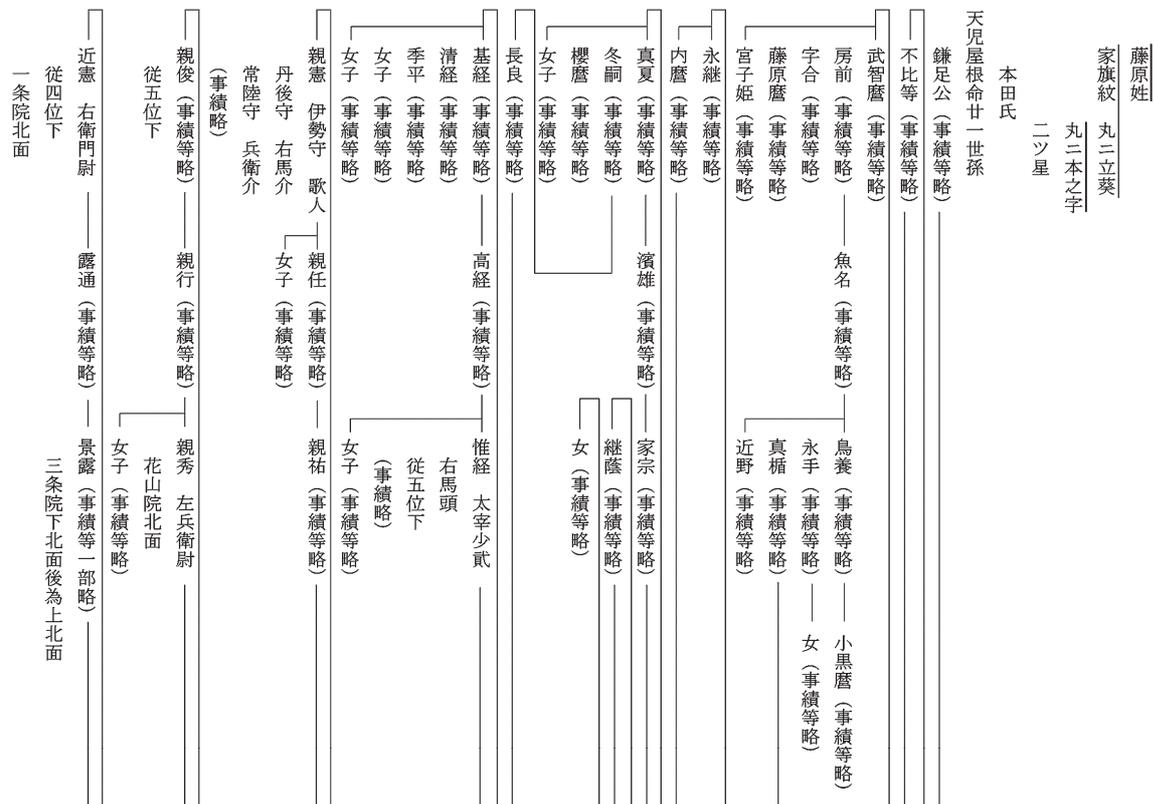
前々稿では、これを越える史料がなく、川本本田氏が本田近常の系譜に連なることの把握を重視したため、【史料六】を基にした「本田家略系図」に基づき論を進めた。

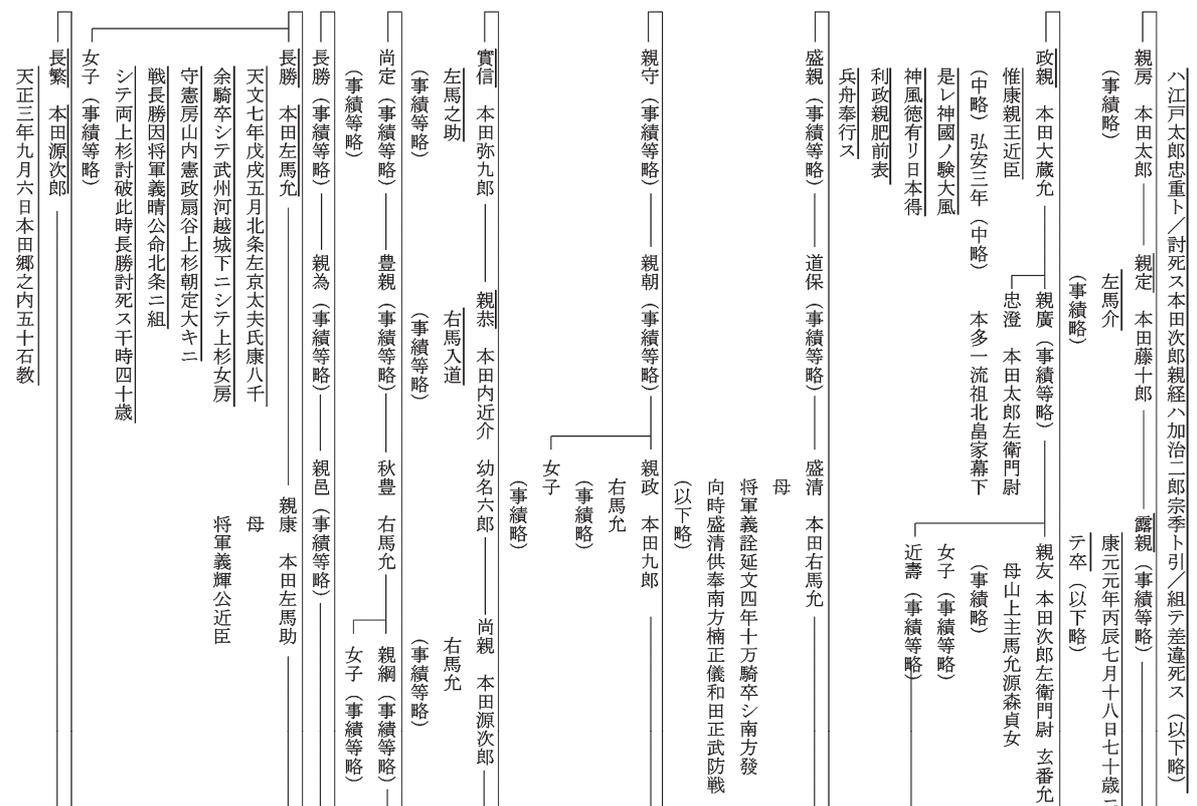
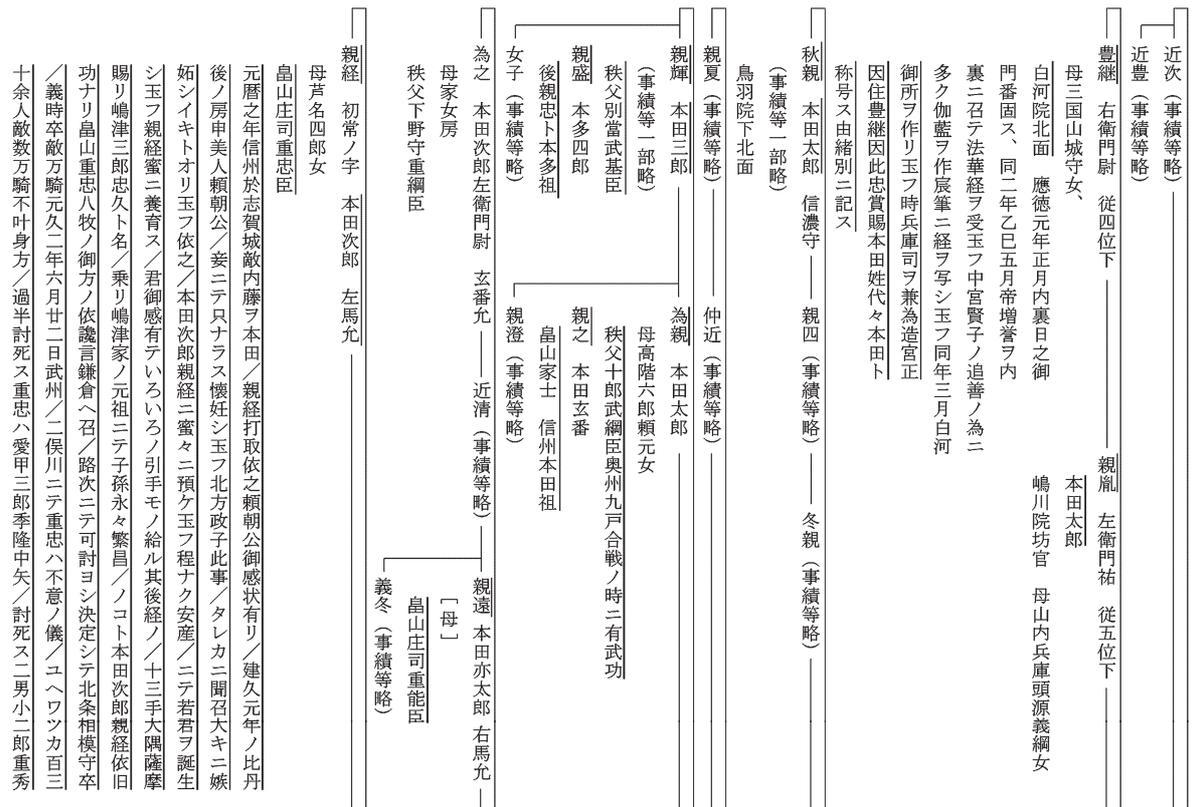
今回、これをあらためて採り上げ吟味したのは、その後の調査で下本田の本田家所蔵文書（『所蔵文献目録2 本田地区』川本町史編さん調査報告第3集「本田瑛勇家文書」一八五八・一八六五）に、【史料六】より古く信頼できる二つの系図の存在を確認したためだ。二者の内容はほぼ同一で、一方は表装され幕末に他方を写したものと判断できた。もう一方は、より古く、末尾に「親忠」の名が記され、事績には元禄二年（一六八九）七月四日に行われた旧本田屋敷の分与を求める本田家家臣（家抱）との訴訟裁断の記述があった。この訴訟については、本田家側の訴状と家臣側敗訴後の減刑を求める詫状が残されており、事実であったことが把握されている。

系図の作成年代は元禄二年を遡ることはないが、忍藩の修史事業等、寛永以後の官制の家譜作成の動きの中で作られたものと考えられ、紙質も含め、元禄期を大きく遅れないとみてよい。少なくとも近世後期の創作等の可能性はなく、この系図の信頼性は高い。以下に、【史料六】の内容の真偽も含め、この新史料を基に野田本田氏との関係を検討したい。

なお、以後、従来参照されてきた【史料六】を新系図、元禄二年で終わる系図【史料八】を旧系図と称して論を進める（すでに【史料六】は「本田家新系図」と表記してきた）。次に、旧系図を確認していこう。

【史料八】「本田家旧系図」（「本田瑛勇家文書」）





念寺道場に寄附證文千時有り

長親 本田右近尉

天正十八年庚寅四月相州小田原北条ノ平氏直仕テ籠城ス落城ノ以後宇々ノ身トナリ本
田郷代々ノ屋鋪ニ蟄居スノ干時文祿四乙未年関東惣御檢地被ノ仰附本田郷ハ山下源右衛
門殿御奉行ノナリ本田屋鋪訳前々ノ遣所御詮ノ儀ノ上被得御内意家中屋鋪被召ノ上本田
屋鋪ハ御免地被成下ノ元和四年庚午七月十四日七十五歳卒スノ法名證眞院其阿経範居士

親繁(事績等略)

親氏(事績等略)

経行(事績等略)

親次(事績等略)

親忠 本田五郎兵衛尉

本田屋鋪代々御免地ノ内先祖ヨリノ家中者七人二分ケ預ケ置処ニ孫々ノニナリ主従ノ禮
儀ヲ撰リ家来ノ勤不仕依之元禄二年巳三月先ノ規ノ通家来役相勤ソロマウニ被仰
附ノ可被下肯ス訴状御評定所工奉ノ訴之因縁家来ノ者共七人同五月ノ四日被召出双方及
対聞御裁断曰ノ御朱印地并御免地ニナクシテ無ノ年貢ノ地可有訳コレナシ御免地ノ本
田屋鋪ニテ無年貢ニテ代々ノ身命ヲクル上ハ主従義曆然ナリ左有処ニ家来ノ勤不仕
事不ノ届千万ナリ先規ノ通家来役可ノ相勤ノ旨急度被仰附雖然彼レノ是ト違儀依申上七
人共ニ籠舍被ノ仰附内三人籠死殘四人ノ者共奉誤ノ旨達テ御訴訟申上ル依之誤リ證ノ文
御取り同七月四日籠舍御免ノ右ノ誤リ證文為後鑑所持可仕ノ由被仰渡五郎共衛被下置ル

【史料八】旧系図では、川本本田氏を藤原姓（北家流）としている。幕府の家譜編纂事業に年代が近く、家紋も丸に立葵で忠勝系本多氏との関係を主張した可能性があるが、本田郷には藤原秀郷の血縁者が移住し川本本田氏の祖となったとする伝説があり、注意を要する。

現在上本田に所在する坂上神社の伝承によれば、天慶三年(九四〇)、平将門の追討に向かう俵藤太(藤原秀郷)が本田郷で病を得たため、上州赤城大神と薬師如来に祈ったところ平癒したという。その後、当地に秀郷の子孫が移り住み、本田次郎近常と名乗り、赤城大神と薬師如来を祀ったと伝えられている。『大里郡神社誌』によれば、坂上神社はもと現在地より一〇町余の位置にあったとされているが、移築時期と旧所在地は不明だ。旧系図が平姓に

触れていないのは、重忠人気前に作成されたためとみられるが、古い家伝に藤原北家との関連があったからかも知れない。野田本田氏系図類に、藤原氏を氏祖とする史料があることと関係する可能性もある。

さて、旧系図では藤原高経までは実在の人物だ。しかし、その父基経は『尊卑分脈』では兄であり、高経の子惟経は惟岳とある。以後、本田親経(旧系図では近常を親経とする。)の父親遠までは存否不明だ。

本田の姓を号したのは、白河上皇に北面の武士として仕えた藤原冬嗣から一五代後の豊継で、応徳三年(一〇八六)の白河御所造営の際、兵庫司を兼ねて造宮に尽力したことに対する賞賜によるとある。以後、川本本田氏は北面の武士を標榜している。

豊継の子親胤が初めて幼名「太郎」を名乗る。その後、幼名は太郎・次郎等を踏襲している。本田三郎を称した親胤から六代後の親輝は、「秩父別當武基臣」とあり、秩父平氏との関係をうかがわせる。その子為親には「秩父十郎武綱臣奥州九戸合戦ノ時二有武功」とあり、弟の親之には「畠山家士 信州本田祖」とある。「本多」、「信州本田」等は、川本本田氏からの分家とされている。為親の子為之は、本田次郎左衛門尉 玄番允を名乗り、「秩父下野守重綱臣」とある。

次の近清の子親遠が「畠山庄司重能臣」とあり、その子が畠山重忠の従郎として知られる親経となっている。【史料六】新系図の親恒と表記が異なるが、事績には、建久元年、源頼朝の妾を内密に保護して島津忠久を誕生させ、預かって養育したとあり、新系図の親恒と同一人であることがわかる。

ところで、旧系図の鎌倉期の記述は、エピソードに新系図との共通性をもつが、秩父平氏(畠山氏)との関係は新系図ほど強調されていない。代わって將軍頼朝との関係が強調されており、本田親経が畠山重忠と対等に近い関係にあって、頼朝の直接の御家人のような活動をしていたと伝えている。

川本本田氏の畠山氏からの独立性は、『吾妻鏡』建長二年（一二五二）一二月二日条で「本田太郎宗高」が正月御弓始を差配する姿や、旧系図上で該当するとみられる人物の事績にも表れている。宗高については、前々稿で新系図の親恒の孫で太郎の幼名をもつ道親を当てた。しかし、『史料七』薩摩本田氏略系図に貞親の子道親はなく、存在が疑わしい。一方、旧系図には、該期に惟康親王近臣の政親がいる。弘安三年（一二八〇）の元寇で、兵と船の事後処理に当たったとあるが、このとき従っていたとみられる、主家畠山時国等の記述はみられない。独立性がみてとれ、御家人に近い身分にあったことを主張しているようにも思える。政親は、康元元年（一二五六）に七〇歳で没した親経曾孫の露親の子にあたる。新系図の道親と同様に薩摩本田氏略系図にはみられないが、年齢的にみて、『吾妻鏡』の本田太郎宗高たりうる人物は他にない。政親に太郎の名は書かれていないが、川本本田氏の幼名踏襲状況から、政親が実在していればこれを名乗ったものと思われる。

川本本田氏が御家人身分だったか否かについては、当時の幕府御家人の所領規模についての重要史料建治元年（一二七五）の「六条八幡宮造管注文」にその名が探せず、御家人であったとする根拠はない¹⁹。將軍と直接の関係があったと推定できることの指摘に留めたい。

さて、『史料八』旧系図は、戦国期に当たる記述が詳細かつ明確だ。現存してはいないが、一定の参照史料に基づいて書かれたものとみられる。

「本田左馬允」を称した長勝の事績に「天文七年戊戌年五月北条左京大夫氏康八千余騎卒シテ武州河越城下ニシテ上杉女房守憲房山内憲政扇谷上杉朝定大キイン戦長勝因將軍義晴公命北条二組シテ両上杉討破、此時長勝討死ス。于時四十歳。」とある。北条氏康が戦った天文一五年の河越合戦を指すとみられるが、『関八州古戦録』卷之第一「福島伊賀守勝広駆入河越城之事」には、異本の説として天文七年の氏康による河越合戦が紹介されている。杉山

博によれば、この説は江戸初期の玉繩城三代に対する回想に基づくものだとされている²⁰。近世初期の思潮の反映だろう。

その子親康は、將軍義輝近臣とあり、「本田左馬助」の官位を称している。親康は新系図でも左馬助と記されていたが、その由来は不明だった。旧系図では、平安期の藤原惟経が右馬頭を、その子親憲が右馬介を称している。左馬助や右馬介は、朝廷に献上された馬の管理・飼育を行い、勅使牧の経営も担った馬寮の官職だ。馬寮には左馬寮・右馬寮があり、武官が任せられ、御監には左右近衛大将が任官された。平安後期には、左馬頭を源義仲・義朝ら有力武士が担い、戦国期には細川家の分家が右馬頭等を担った。『官職秘抄』によれば、允以下は瀧口の武士等で成功のあった武士にあてがわれることもあったという。

秩父平氏が畠山・本田に進出した後には、畠山重能の家臣とされる親遠が初めて「右馬允」を称している。その後、馬寮官位の記載が続き、親遠の孫親経（近常）が「左馬允」を、その孫親定が「左馬介」を称したとある。室町期は、盛清が「右馬允」を、將軍義満のときの親政が「右馬允」を、さらに実信が「左馬之助」を、親恭が「右馬入道」を、尚親が「右馬允」を、戦国期に入り秋豊が「右馬允」を、親康が「左馬助」を、その父長勝が「左馬允」を称している。

この系図をみる限り、阿久原牧（現埼玉県神川町等）・石田牧（現同長瀨町）の別当として馬匹生産を管理していた秩父平氏（『政事要略』）との結びつきが、川本本田氏が馬寮官位を称するきっかけだったように思われる。新旧系図の親康が左馬助を称した由来はここにあるのだろう。

新系図の検討の際に記したとおり、親康が「関東幕注文」の「本田左馬助」であれば、川本本田氏が葛西城の戦いで忍び戦術を指揮した野田本田氏の本家とみる重要な証拠になる。

それでは、旧系図作成時、なんらかの理由で作成業者が「関東幕注文」を参照し、そこから本田左馬助を引用した可能性はないか。

「関東幕注文」は、越後長尾氏時代以来の古文書を、米沢藩上杉家が伝えてきた「上杉家文書」に含まれる（現在は国宝「上杉家文書」米沢市上杉博物館蔵）。「上杉家文書」は、近世初期の二代藩主上杉定勝が整理をはじめ、以後、四代綱憲、九代治憲（鷹山）、最後の十三代茂憲らがこれに続いた²¹。

近世初期の家譜・系図製作の流行、寛永二〇年（一六四三）の『寛永諸家系図伝』等の幕府による家譜編纂事業、出版業の盛行により、大名・旗本の家譜が系図製作業者を経て流出し、本田氏旧系図に影響した可能性を全否定することはできない。「関東幕注文」もこれに含まれるかも知れない。しかし、家筋・先祖等の偽情報は、享保七年（一七二二）一月の出版取締で既に禁止されていた²²。「関東幕注文」から、根拠なく情報を借用したとは考えにくい。

また、「上杉家文書」が広く公開されたのは、東京帝国大学文学部史料編纂所の『大日本古文書』家わけ文書一二出版による昭和六年（一九三一）のことで、「関東幕注文」は、その際も「コノ文書、未ダソノ年ヲ詳ニセズト雖モ、永禄四年以来上杉輝虎ノ関東ニ出陣セシ頃ノモノナルベキヲ以テ、今姑クコノ二収ム」と年月未詳とされていた。元禄期に、時期不明の「関東幕注文」の情報を、系図の正確な位置に置くのは相当困難だ。やはり旧系図の本田親康の官位「本田左馬助」は、戦国期以来の史料か家伝が根拠にあったと考えるのが自然だ。

反する状況を探せば、すでに個々の系図で触れてきたとおり、「関東幕注文」の本田左馬助の紋が「すわま」であり、薩摩本田氏がこれを使い続けているのに対し、川本本田氏・野田本田氏の家紋が忠勝系本多氏と同じ丸に立葵になっていることだろう。これについては、当時の忠勝系本多氏の幕府内

での地位に寄せたもので、家格を重んじる近世の一般的な事情であろう。参考までに、忠勝系本多氏の官位をみると、忠勝が中務大輔、その子忠政が美濃守・侍従、その子政朝が甲斐守・侍従、政朝の弟忠義が能登守となつている。「左馬助」をはじめとした川本本田氏系図の馬寮の官位を、忠勝系本多氏に引きずられたものと考えする必要はない。

さて、親康に続く子長繁の幼名は、本田源次郎だ。事績には「天正三年九月六日本田郷之内五十石、教念寺道場江寄附ノ證文于時有り」とあり、新系図の検討でも記したとおり、前々稿【史料二七】に挙げた教念寺文書に一致する（天正三年九月六日付「本田長繁寄進状写」教念寺文書・戦国後北条一八〇二）。新系図では、教念寺道場への土地の寄進は、後筆で「教念寺古文状書入へシ」とあるのみで、旧系図の方が詳しく、新系図の記述はこれを参照した可能性が高い。長繁の子長親も新系図同様、本田右近尉と称しており、文禄四年の検地帳「上下本田郷御縄打水帳」（真下喜一家文書）・「中島俊一家文書」に一致する。右近の墓は現存し、実在の人物であることは先に記した。この二人の事績の在り方からみて、旧系図の戦国期は史実を反映しているとみてよいだろう。

これらのことから、葛西城の忍び戦術による乗取を単独部隊で成し遂げる武力をもった武蔵国唯一の「本田氏」＝「関東幕注文」の本田左馬助が、川本本田氏の戦国期当主（親康）であったとする前々稿の推定に、誤りはなかったと考えたい。同様に、野田本田氏の系図関係資料にある武蔵国からの移住を、川本本田氏本拠の現深谷市本田（旧川本町本田）からの移住だとする考えにも、修正の必要性はないと結論できる。

一方で、前々稿では、「関東幕注文」の本田左馬助を川本本田氏当主とみつつ、野田本田氏「本田家文書」の甚十郎にあて、兄甚十郎と弟正勝が葛西城乗取に参加し、乗取成功後は、兄甚十郎が川本本田の宗家を継ぎ、相続しな

い弟正勝が知行を得て葛飾に移住したと想定した。また、天正三年に川本本の土地を教念寺に寄進した源二郎長繁（天正三年九月六日付「本田長繁寄進状写」教念寺文書、戦国後北条一八〇二）の子または当人を、文禄四年の検地で上下本本郷筆頭の土豪であった川本本田氏当主の本田右近と考えた。旧系図が史実を反映していることを前提に、細部の記述を見直すと、この想定はやや違ってくる。

旧系図で「関東幕注文」の本田左馬助に該当するのは親康だが、永禄四年（一五六一）には五〇歳を超えていた。葛西城の戦いに参陣したのは、恐らくその子の代だ。親康は甚十郎ではない。川本本田氏で親康の跡を継いだ長繁は旧系図で源次郎とあり、教念寺文書の源二郎長繁に該当する。旧系図では長繁の子長親が右近尉であり、これを文禄の検地帳にみえる右近に充てると、年代も川本本田氏当主で土豪という立場も矛盾しない。葛西城の戦いに参戦した世代の人物として、長繁の存在は確かだ。では、長繁が正勝あるいは甚十郎なのだろうか。

長繁は、葛西城の戦いするとき二十代半ばにあたる。野田本田氏「本道家文書」の寛永期の覚書（【史料五】）とそれ以前の覚書には、正勝は兵右衛門太郎または兵衛太郎とある。長子だったのだろう。源二郎（源次郎）長繁の名のとおり、これを弟とみると、辻褄があう。先述の作成年代不明の野田本田氏系図にある、正勝とその弟甚十郎の位置づけを参考にすると、川本本田氏の本田親康には二人の男児があり、長男が後の野田本田氏の正勝、二男が源二郎長繁、野田本田氏系図の甚十郎となる。

前々稿で、葛西城での忍び戦術を正勝・甚十郎兄弟が担ったとみたのは正しかった。しかし、その後については、兄の正勝が、川本本田氏の名跡を保つたまま北条氏に仕えて葛飾と旧領川本本田を知行し、弟の甚十郎（長繁）は川本本田に残り、土豪として実質的に該地を支配したのが実態だ。文禄の

検地帳の川本本田氏当主右近も、これに従い長繁ではなく、旧系図の長繁の子長親となり、新旧系図の右近尉の記載に一致する。この考えは、川本本田氏・野田本田氏双方の史料と周辺古文書に矛盾せず、事実の可能性が高い。前々稿の大方の考え方に訂正はないが、忍び戦術を指揮した本田正勝・甚十郎兄弟の上下関係と相続・移住、文禄期の川本本田氏当主について右のとおり訂正しておきたい。

ところで、戦国後期の武蔵国で記録上の本田氏は「本田左馬助」の他に探せないが、伝承上は、もう一つの本田氏が存在する。現東京都国立市谷保に旧家屋が残る谷保本田氏だ。検証のため、事績を確認しておこう。

谷保本田氏は近世の谷保村で名主を務めた家筋で、国立市登録有形文化財に指定される「本田定弘家所蔵」古文書群を伝えてきた。谷保本田氏を研究した菅野則子によれば、谷保本田氏は遠祖を畠山重忠に仕えた本田次郎近常（経）とする家伝を有するという²³。初代定経は、現群馬県渋川市にあった旧白井村に住み、天正年間に越後上杉氏跡目争いの鮫ヶ尾城における御館の乱で戦死したとされる。二代源兵衛定寛が、母とともに武蔵国河越に移住したという。その後、江戸に移り医者となり、徳川將軍三代四代に仕え、寛永年間（一六二四―四三）に谷保村に移住した。

谷保本田氏の家伝が、戦国期の状況をどこまで正確に伝えているかは課題だが、鮫ヶ尾城の戦いに参加したことから、天正年間までは越後上杉氏配下として渋川在住であったと考えられ、永禄五年の葛西城の戦いの後、葛飾に移住して北条氏康に仕えた、あるいは川本本田を支配した本田氏とは別の一族であったとみてよい。また、河越移住以後の谷保本田氏に土豪としての働きの形跡はなく、忍び実行部隊を調べ鍛錬する力があつたとも考えにくい。谷保本田氏に葛西城忍び乗取作戦との関係は考えられない。

五 葛西城忍び乗取作戦の本田氏召集に関する検証

(一) 葛西城の成り立ちと里見氏

その後の調査で確認した資史料は他にもある。特に、葛西城での忍び戦術のために召集された本田氏が、川本本田氏であったことを示す考古学・地理学的資料と補完史料からは、川本本田氏特有の技術・技能に関する有益な情報を得られた。以下、忍び戦術に関わる川本本田氏特有の技術・技能への接近を前提に、本田氏召集の過程を検証する。

野田本田氏の「本田家文書」からみる限り、北条氏の本田氏召集は、永禄五年三月二日に二回（発給者：北条氏康）、翌二日に一回（発給者：北条氏康）、四月十六日に一回（発給者：北条氏政）の四回に上る。しかも初回の三月二日には、一日に二通の文書を送っており、異例の参陣要請だった。個々の文書を見ると、本田氏側でそれぞれの使者に返信を託して返していたように読める。当時は、上杉氏に与した諸城・諸將の北条軍による奪還軍事作戦が進行中だった。北条氏・本田氏双方からの使者は、戦場を短時間で行き来していたことになる。

異例の召集事情には、忍び戦術の実行部隊が本田氏とその配下でなければならない理由があったに違いない。前々稿では、戦国期の忍びの概要把握を優先したため、異例の召集理由の追求は棚上げせざるを得なかった。しかし、その説明は忍び戦術に用いた本田氏特有の技術・技能の説明に等しく、葛西城における忍び戦術の実態説明に役立つはずだ。

ここでは、諸城・諸將奪還作戦における北条軍の動きを一次史料とそれに準ずる史料から復元し、召集文書にある日程でのやり取りが物理的に可能な範囲を割り出し、本田氏本拠の位置を検証する方法をとる。まずは、葛西城の戦略上の価値と当時の各軍の状況を概観すると同時に、北条氏から葛西城

を奪った里見氏の動きを把握しておきたい。

現在の東京都心に埋没した葛西城は、中川西岸の長さ三〜四〇〇メートルの自然堤防上に築かれた平城だった。東側には中川を、西側には後背湿地を控えた防御性の高い城郭だったことが、発掘調査で確認されている。城の中核部は「青戸」地区（近世以後の表記は「青砥」が多い）と呼ばれ、標高二メートル程度の微高地をなす。青戸の地名は、葛西青津に由来し（本土寺過去帳「長享二年（一四八八）戊申五月条」、川港と港町の支配が、この城の役割であったことがわかる²⁴）（図1）。

築城は上杉勢による水上交通拠点掌握を目的にしたもので、享徳の乱影響下の一五世紀後半頃のこととされている。武蔵守護代の大石氏が最初に居城し、江戸城とともに古河公方勢に対峙した。その後、千葉氏、扇谷上杉氏当主定正らが居城した。このころ中川は、武蔵・下総の国境をなしており、葛西城は典型的な境目の城となっていた。

一六世紀に入ると、長享の乱に乗じた北条氏が相模に進出した。大永四年（一五二四）、北条氏綱は扇谷上杉拠点の江戸城方面に侵攻し（大永四年正月一日付「伊勢氏綱制札」妙国寺文書・戦国後北条五七）、三浦衆ら水軍の働きで東京湾奥部の制海権と物流を抑え、翌年、葛西城に迫った。これ以後、葛西城は扇谷上杉氏と北条氏の境目になった。

天文六年（一五三七）、北条氏綱は扇谷上杉氏の本拠河越城を奪うと、上総にも侵出した。翌年には下総に進んで葛西城を攻略し（「快元僧都記」、戦国後北条捕逸編）、以後、葛西城は長く北条氏に属することになった。

翌年、江戸湾周辺の支配をめぐる北条氏綱と対立していた小弓公方足利義明が、やはり真里谷氏の家督争いで氏綱と対立していた里見義堯・真里谷信応らをとめない出陣し、国府台城に入った。北条氏綱・氏康らは江戸城に入り対抗した。第一次国府台合戦だ。このとき葛西城は、北条軍の前線基地と



図1 葛西城跡と周辺の状況

1947年米軍撮影の航空写真に、発掘調査でわかった葛西城の範囲を入れた。また、土地利用状況やソイルマークによって識別できる旧河道・自然堤防を示した。元荒川から続く古隅田川は、江戸湾に注ぐ中川を分流し、西に流れて入間川と合流した後、現在の隅田川から江戸湾に至っていた。葛西城跡の西側に色濃く見える建物のない場所が後背湿地だ。戦国後期の街道は、古隅田川沿いに続き、江戸城方面から東の葛西新宿に向かっていった。鎌倉街道を踏襲した道だったと考えられる。

して足利義明軍・里見軍を防いだ。戦後、北条氏は真里谷城（現千葉県木更津市）を支配下に置いて、南房総・下総への足掛かりとした。この戦いで小弓公方足利義明が敗死したため、支配者を欠いた上総南部に里見氏が進出した。

天文一五年（一五四六）、北条氏は、河越合戦で扇谷・山内両上杉軍と古河公方連合軍に勝利し、武蔵南部の支配を固めると、天文二四年（弘治元年・一五五五）には、南房総の海の玄関口金谷城（現千葉県富津市）を攻略し（妙心寺文書四九一・東京大学史料編纂所保管白川文書四〇八〇）、海上からの房総半島へのルートを開いた。北条氏は同年、このルートで房総半島への侵攻を開始した。この頃の葛西城は、北条氏が擁立した古河公方足利義氏が在城するなど、軍事のみならず政治拠点としても重要な役割を担っていた。

こうした関東南部における諸勢の動きをみると、上総・下総・武蔵等を狙う勢力にとって、葛西城が、江戸湾奥部と利根川水系を連結する最重要結節点となっていたことがわかる。第一次国府台合戦で、小弓公方足利義明が関宿城への水上ルートの拠点として狙ったといわれることも頷ける²⁶⁾。

永禄初期、上杉謙信第二次越山直前には、里見氏が長年の利根川水系支配の目論見から、葛西城侵攻の機会をうかがうようになっていた。

（二）上杉謙信越山と里見氏による葛西城奪取

次に、葛西城忍び奪還作戦の原因になった上杉謙信越山と、その影響下での葛西城をめぐる北条氏と里見氏の関係を概観しておきたい。

永禄二年（一五五九）三月中頃、上杉謙信が将軍足利義輝に上洛を許された〔足利義輝御内書〕上杉家文書、越佐史料四一―七七、上越上杉一六五。義輝は謙信に二通の御内書を送り、裏書御免・塗興御免の三管領並みの特権を与えるとともに（六月二六日付「足利義輝御内書」上杉家文書・越佐史料

四―一九八・上越上杉一七七、六月二六日付「大館晴光副状」上杉家文書・越佐史料四―一九八・上越上杉一七八、六月二六日付「足利義輝御内書」上杉家文書・越佐史料四―一九九・上越上杉一七九、謙信を頼って越後に逃れていた関東管領上杉憲政の援助を申し渡した（六月二六日付「足利義輝御内書」上杉家文書・越佐史料四―一九九・上越上杉一八〇）。加えて、信濃国の諸侍のことに關する武田信玄への助言も指示した（六月二六日付「足利義輝御内書」上杉家文書・越佐史料四―一九九・上越上杉一八一）。謙信は、関東管領補佐として関東及び信濃への出兵の大義を得ることになった。

関東管領については、第一次国府台合戦の際、古河公方足利晴氏の命を受けた北条氏綱が小弓公方足利義明を討つたことにより、北条氏も古河公方からその任を受けたと主張していた²⁶。関東平野で上杉と北条の大義が衝突することになったのだ。

永禄三年（一五六〇）一月、関東を席卷する北条氏の圧迫に対し、大多喜城（現千葉県大多喜町）主正木憲時が、北条高広・輔広を介して謙信の出兵による支援を要請した。このとき謙信は越中出陣を先行させたが、謙信が帰国すると、関東管領上杉憲政が謙信に使僧を送り、勝利と帰国を喜ぶとともに関東出兵（「関東越山」）を依頼した（四月二一日付「上杉光哲書状」伊佐早文書・越佐史料四―三三九・二四〇・上越上杉二〇四）。謙信はこれを受け、八月、居城春日山城（現新潟県上越市）防衛の掟書を記し（八月二五日付「長尾景虎在陣留守中掟書」伊佐早文書・越佐史料四―二五二・上越上杉二二一）、同月末頃関東に向けて出陣し、九月上旬、上野国に入った。第二次越山だ。上杉軍は、先ず沼田城を攻略し（永禄三年九月二七日付「上杉光哲安堵状」個人蔵・新潟県史三七九五・上越上杉二二三）、明間・岩下の各城を攻め落とした（一〇月二日付「正木時茂書状」歴代古案卷五・越佐史料四―一九九・二五四・二六五・上越上杉二二四）。

一方、北条軍の攻勢は南房総でも拡大し、八月には、このとき里見氏が本拠としていた久留里城にも及んでいた。同月、里見義堯は上杉憲政に謙信による支援を要請した（【史料九】）。

【史料九】九月一九日付「上杉光哲書状写」（紀伊国古文書藩中古文書正本 文書・戦国房総一〇一七）

去月使僧被差越候、永々在符、越国之様体委申届候、任其筋目、景虎令供遂越山候、上州之各何も渡先忠候（ママ）、極此時候間、其口之御行可被相急事、專要候、委曲令付与彼口上候、恐々謹言、

九月十九日

光哲判

里見権七殿

永禄三年中、謙信は上野を動かさず、北条攻めのための兵力増強を待っていた。冬、陣触れに呼応して、次第に関東諸将が集い始めたが（霜月九日付「長尾当長書状」鏗河寺文書・越佐史料四―二七三・上越上杉二二七）、常陸・下野の武将たちは容易に参陣要請に応じなかった（十一月二九日付「長尾景虎書状」謙信公御書四・越佐史料四―二七〇・上越上杉二二八）。謙信は、里見氏と下総国原氏の相論の仲介を岩付城主太田資正に依頼するなどの行政処理や【史料一〇】、正大は里見臣下の正木大膳亮、関東諸将への知行宛行を実施して（永禄三年十一月二日付「長尾景虎条書」越佐史料四―二七四・上越上杉二二七）、大名・国衆を懐柔した。

【史料一〇】十二月二四日付「長尾景虎書状」（上杉家文書・越佐史料四―二七五・上越上杉二一九）

其以後、房州口之様、無其聞之間、正大へ差越書状候、被相届可給

候、然者、下総之原方与取相之由候、彼方之事、未爾々不申談候、正大
事者、雖遠境候、年来別而申通之間、原方ニ可存替覚悟毛頭無之候、乍
去、大途際之儀候間、被抛万障、被属無事之様、被執刷可然候。従幾も
正大逼塞之様、御意見專一候、巨碎猶北条丹後守可申

候、恐々謹言、

十二月廿四日

景虎(花押)

太田美濃守殿

謙信は厩橋城(現群馬県前橋市)で越年し、翌年二月、武蔵国松山城に着陣、同月二七日に鎌倉の鶴岡八幡宮で勝利を祈願した(永祿四年二月二七日付「長尾景虎願文」妙本寺所藏・上越上杉二五八)。この頃には、謙信の下に関東諸将が参陣していた【史料一】。このとき、里見氏もこれに加わっている。

【史料一】年月日未詳「関東幕注文」上杉家文書四二八・新潟県史三〇四・上越上杉二七三

(前略)

岩付衆

大田美濃守

かふらや左前

大石石見守

一てうのは二葉

小宮山彈正左衛門尉

七ツ月

浅羽下総守

団之文

本間小五郎

十六目ゆひ

春日弥八郎

りんたう

同撰津守

同

埴谷図書助

一用

小宮右衛門尉

鷹之羽

広沢尾張守

いした、みに三ともへ

浜野修理亮

家風 おもたか二鶴

河内越前守

家風 桐とう

口将監

家風 釘ぬき

(中略)

安房国 幕之注文

里見民部少輔殿

二引きやう

正木大膳亮

三ひきりやうすそこ

同十郎

おなしもん

同大炊助

をなしもん

同左京亮

同文

同兵部少輔

同

三野弥次良

水色すそこ

(後略)

この頃、里見氏は江戸湾と利根川水系掌握を目論み、香取に侵攻していたが(極月二日付「正木時茂奉書禁制」香取新福寺文書・戦国房総一〇二四)(27)、北条軍の久留里城侵攻が大きな妨げになっていた。先の謙信越山の要請と上杉軍への参加は、越山の勢いを利用して久留里城の危機を回避し、江戸湾・利根川水系への侵出を狙ったものと思われる。この過程で、里見氏は【史料一〇・一一】のとおり、岩付太田氏との同盟関係を強めていた。

関東諸将の軍を得た謙信は、三月一〇日頃までに、小田原に攻め進み着陣した。小田原城を包囲したとされている(三月二七日付「長尾景虎書状」個

人蔵・越佐史料四―二八五・新潟県史三一八六・上越上杉二六七)。謙信は、小田原城下のほとんどを焼き払った(「近衛前嗣書状」上杉家文書・越佐史料四―二八七・三一八・上越上杉二七八)。しかし、同月中には、農繁期の攻圍戦の過重負担に、参陣した諸将から声があがり(三月一五日付「長尾景虎書状写」小山氏文書・戦国後北条六六九)、閏三月に入る頃には、撤兵要求が出始めた²⁸⁾。

謙信は鎌倉鶴岡八幡宮に軍を移し、関東諸將の推戴を受ける形で上杉憲政から関東管領と上杉氏の名跡を譲り受けた(永祿四年閏三月六日付「上杉政虎起請文」個人蔵・越佐史料四―三二七・上越上杉二七一、「近衛前嗣書状」上杉家文書・越佐史料四―二八七・三一八・上越上杉二七八)。また、北条氏の血を引く五代古河公方足利義氏を放逐し、第四代晴氏の子藤氏を古河城に入れて公方に擁立することで、北条氏の関東管領の根拠を否定した。

謙信は四月下旬まで鎌倉に滞在したが、長引く戦陣により関東諸將には上杉方から離反する者も少なくなかった。謙信はその後撤退し、厩橋城を経て春日山城に帰陣した。

第二次越山は、一七回の上杉軍関東侵攻の中で最大の戦果を挙げた。北条氏康は「去春兇景虎威勢、為始正樹、八州之弓取不殘雖寄來候、武相城之内、江戸・河越七八ヶ所之地、無相違、結句度々戦得勝利、凶徒無程破北(ママ)候、於所々往復之敵侍凡下討取事千餘人、是偏非御祈念之力哉」と記している。関東諸將の多くが上杉方に付き、七八もの城々を奪い取ったという。とはいえ、氏康は、それらの城での戦いで度々勝利を得、多くの敵を討取ったとしており、その後の諸城・諸將の奪還に向けた決意をみてとることができ(五月二八日付「北条氏康書状写」妙本寺文書・戦国後北条七〇二)。

第二次越山では、上杉軍に呼応した各地の大名・国衆軍の動きも活発だった。

その中で里見氏は、永祿四年三月九日に鎌倉腰越浦に水軍を上陸させていた(三月九日付「北条氏康感状写」佐枝文書・戦国房総一〇三八)。里見水軍は、このときすでに江戸湾から三浦半島海域を抑え、相模湾に侵攻していたことになる。謙信が撤退した永祿五年四月末には、里見義堯が現袖ヶ浦市にある高谷延命寺の諸公事を免じており(上総国古文書所収高谷延命寺文書・戦国房総一〇七九)、江戸湾東岸の制海権を掌握していた様子がうかがえる。

前々稿以来、考察の対象としてきた葛西城も、この動きの中で攻略されたとみられる。具体的な記録がなく作戦推移は不明だが、同盟関係にあった太田資正軍の協力があつたことは想像できる。攻略後は、『太田家記』にあるように、里見氏が在番衆を置いて実効支配したとみるのが妥当だ。里見氏が、利根川水系支配の第一段階を達成したのだ。謙信出兵要請の目論見が当たったといえる。

当時、里見水軍の攻勢に対して、北条方は山本氏や梶原氏を對抗勢力に充てて防衛線を展開していた。山本氏は、永祿二年の『小田原衆所領役帳』によれば、「御家中衆」のうち三浦衆の「本光院殿(北条氏綱三男の北条為昌)衆」に属し、北条氏康の指揮下にあつたとみられる²⁹⁾。天文二年(一五三三)八月二三日付「北条為昌書状写」では、房総の妙心寺で敵の先駆けを討取つたことを褒められており、北条氏の関東沿岸の東進に先んじて、伊豆から招聘されていたことが分かる(八月二三日付「北条為昌書状写」水月明鑑一二・戦国後北条一〇八)。梶原氏もまた、『小田原衆所領役帳』「玉繩衆知行役」中に、浦賀に配備された海賊であることが記されており、北条氏の防衛線は里見水軍の侵攻以前に確立していた可能性が高い。

謙信・関東諸將軍侵攻直前の永祿三年七月五日には、北条氏が浦賀番の船方番銭を定め、梶原(愛洲兵部少輔)、山本家次、近藤の三名に、番銭をとりまとめて払うよう柴代官らに申し渡している(七月五日付「北条家朱印状写」

武州文書府内源五郎文書、戦国後北条六三七)。敷設段階の防衛線は堅調だったようだ。ただし、彼ら海賊衆は、梶原氏が本貫地紀伊国への帰国を願うことがあったように〔史料一二〕、北条氏配下としての活動は、傭兵としての雇用だったとみられる。

【史料一二】「北条家朱印状カ写」(紀伊統風土記附録一〇)

歸國之佗言無餘儀候、雖然、相房勝負可為今來年之間候、於來々年者、必可達本意候哉、來年中之儀者、可被致在國事、肝要候、只今就令歸國者、年來之忠信、不可有其□候、爰元遂分別、今暫在國、弥可為感悅、恐々謹言、

永祿十一年辰七月一四日

遠山左衛門尉

朱印

梶原吉右衛門尉殿

里見水軍の進出を想定していたはずの北条水軍だが、里見水軍の相模湾各地への進出や葛西城攻略の状況を見ると、実際には十分に機能していなかったように思われる。理由は明確ではないが、里見水軍をなす内房正木氏や東条氏・木曾氏等³⁰が、海辺の城郭群を生活圏としていたため、北条水軍より組織的な操船技術に優れていたのかも知れない。また、北条水軍に傭兵としての士気の欠如があったのかも知れない。

ところで、初代宗瑞以来の北条氏の関東侵攻の戦略ルートを大まかにみると、小田原を拠点に相模湾沿岸から鎌倉を固めて三浦半島に侵攻し、これを幹とし、ここから三つのルートで侵攻した様子がかがえる。①江戸湾海上を通じた房総への進出、②旧鎌倉街道に沿って北相模・南西武蔵(八王子(河越))を中核的勢力圏に置きつつ秩父・北武蔵方面に展開し上野をうかが

う進出、③江戸湾奥部から利根川水系を利用して下総・下野・上野へ繋げる進出がそれで、③のルートの先には常陸・安房等が視野にあった。③のルートで進出する北条氏に対し、里見氏は、房総から江戸湾・相模湾東部を抑え、利根川水系を遡上し、下総・武蔵への進出を図ろうとしていた。謙信撤退後の北条氏による諸城・諸将奪還作戦では、江戸湾・相模湾沿岸を抑えた里見氏と、北武蔵以北・以東を失い、相模・南武蔵から奪還を目指す北条氏の思惑が、葛西城周辺でぶつかり合う形になっていた。

里見水軍による葛西城奪取は、葛西城の軍事拠点・水上交通拠点としての特性と価値を雄弁に物語る。勢力回復を期す北条氏にとっては、失うべからざる城だったのだ。

(三) 北条軍による諸城・諸将奪還作戦の展開

続いて、前々稿で使用しなかった史料を用い、北条軍による諸城・諸将奪還作戦の展開を追う(図2)。後に、本田氏召集状況を勘案するが、それにより本田氏本拠の地理的位置を推定し、忍び戦術の本田氏が川本本田氏であったとする推定をさらに検証できるはずだ。

北条軍が諸城・諸将の奪還作戦を開始したのは、謙信撤退直後の永祿四年初夏頃だったとみられる。七月、上杉方に寝返った三田氏が築城を図ったため、北条氏康が北条氏照の居城由井城(現東京都八王子市)に入った記録がある。このとき、同盟していた武田信玄配下の加藤景忠・駒井昌直も同地に陣を敷いていた(七月一日付「武田信玄書状」加藤家旧蔵文書・戦国武田七四六、七月一日付「武田信玄書状」森村家文書・戦国武田七四七)。北条氏は、謙信撤兵から二カ月程度で軍を整え、小田原城を出て、八王子に展開していたのだ。その後、最初の相模進出をなぞるように相模湾沿いに進み、旧鎌倉街道を経て、関東山地東辺の旧山ノ道を辿ったものと思われる。

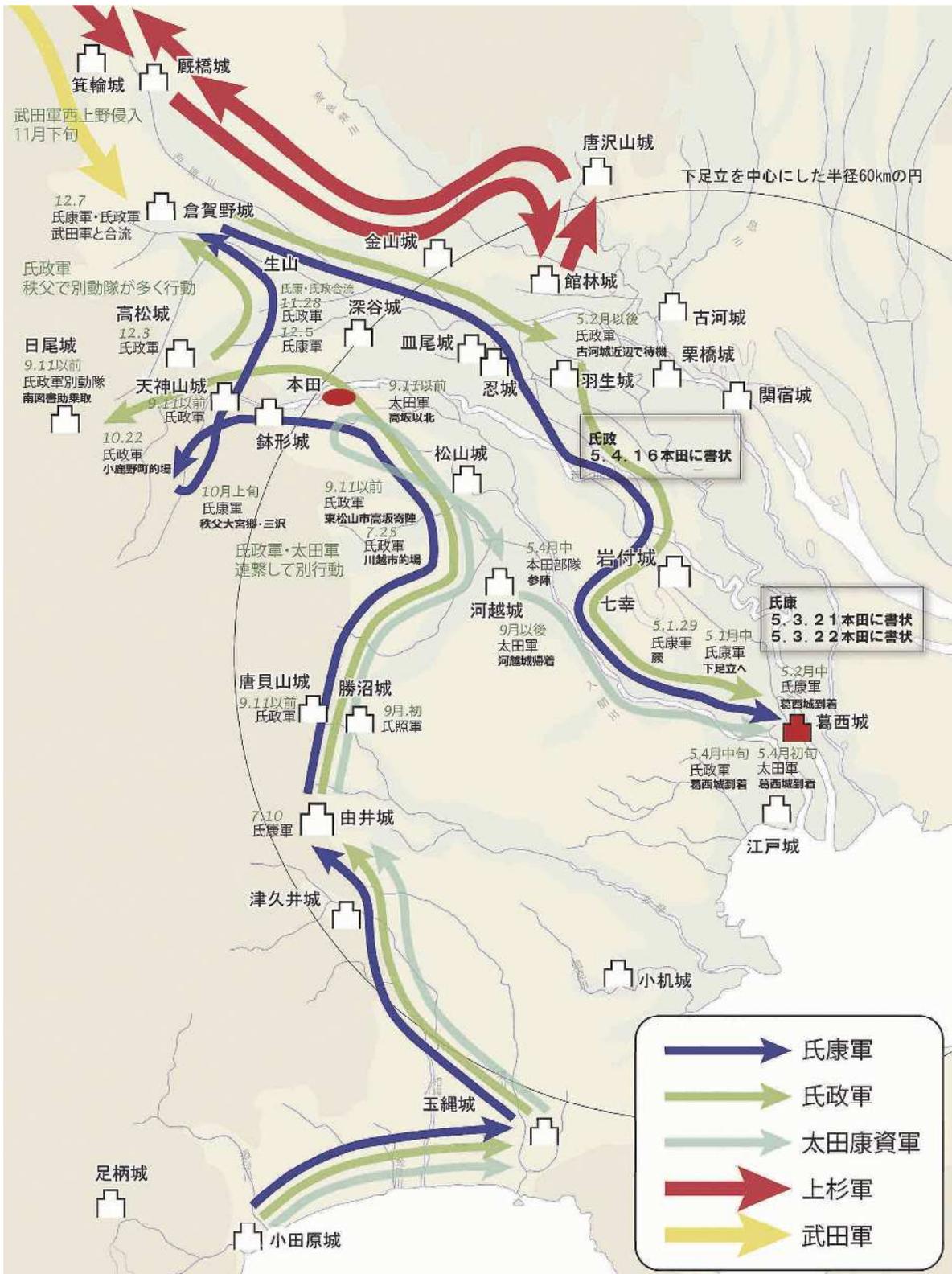


図2 北条軍の動きと本田部隊の召集

上杉謙信に与した諸城・諸将の奪還のため、北条軍は氏康軍・氏政軍・太田康資軍に分かれて軍事作戦を展開した。相模湾～八王子経由で比企郡・大里郡・秩父郡・児玉郡に侵攻し、上野国に至った後、氏康軍・氏政軍・太田軍の順で葛西城に向かった。途上、この順に従い、氏康・氏政が川本本田氏を勧誘・召集し、最後尾の太田康資が本田部隊の参陣を受け入れて、自軍とともに葛西城奪還戦を展開した。

同月、氏政が的場郷（現埼玉県川越市）での戦いで戦功のあった石川十郎左衛門尉らに感状を与えた記録があり（七月二五日付「北条氏政判物写」諸州古文書甲州四下・戦国後北条七一〇、同日付「北条氏政力感状写」古文書一〇・戦国後北条七一一）、北条軍は氏康軍と氏政軍に分かれて行動していたことがわかる。

【史料一三】九月二一日付「北条氏政書状写」によれば、氏政軍は、九月一日までに、唐貝山城（現東京都多摩郡）を攻略した後、北進し、高坂（現埼玉県東松山市）に着陣、その後西進し、秩父に入って日尾城（同小鹿野町）を南図書助に乗っ取らせ、軍勢を分けて（分隊して）荒川を越し返し、天神山城（同長瀬町）を落城させた。氏政軍には、当初太田康資軍が帯同していたが、この書状には、使者を用いて通信し、別行動となっていた様子がみられる。氏政は太田康資に対し、度々こちらに使者を出したが届かなかつたのだからかと、疑問を投げかけて通信の不備を責め、自軍の動きを知らせた上で、密事の討議があるので河越城に移動し、河越方面のことについて遠山綱景とよく相談するよう命じている。

このとき、松山城（現埼玉県吉見町）には、太田資正が岩付城から出張していた（天正二年三月二一日付「松橋流血脈裏書」正法寺文書）。北西からの北条軍の岩付領への侵攻を防ぐためであろう。

北条軍にとっては、太田康資軍が河越城に詰めることで、岩付太田軍を岩付―松山領にくぎ付けにし、江戸湾周辺に展開する里見軍との連携を分断する形を目指していたと思われる。【史料一三】最終条には、「下総口」（葛西城を指す）についての軍議に間違いがないか確認する記述がある。北条軍は、既にこの時点（永祿四年九月）で、目下の最重要かつ最難関の争奪争点を葛西城とみていたのであり、太田康資軍の動きは、葛西城奪取に備えた動きだったと考えられる（北条氏にとって、その後の争点は松山城であり、葛西城

の戦いの直後には、太田資正を圧迫していた状況がみられ（『永祿日記』五月七日・八日条）、冬には松山城の攻囲戦が開始されている）。

【史料一三】「北条氏政書状写」（士林證文二、戦国後北条七一一）

十日之注進状、今日十一西刻到来、仍当口之様躰、度々申居候、不参着候哉、唐貝山責落、則当地高坂へ寄陣、就而秩父郡日尾之城、南図書乗取、属味方候、依之、人数を分、荒川を打越成働處、天神山方落、彼谷之事、一返属本意候、其外討議数多候、密事二候間不及申候、一、先刻も以幸便申候、河越へ可被移候、其地之事をは、遠山二能々可被申合候、一、下総口之事、味方中無相違候哉、肝要候、恐々謹言

九月十一日 氏政（花押）

太田新六郎殿

北条軍の攻勢の中、関東に下向していた近衛前久は、一〇月五日、身を置いていた古河公方の古河城さえ危ういので越山が必要だ、と謙信に出陣を要請した（天正二年三月二一日付「松橋流血脈裏書」正法寺文書、一〇月五日付「近衛前久書状」太田作平氏所蔵文書・上越上杉二九〇）。謙信は、これに応じて越山し、一二月には上野国に到達した（一二月一六日付「上杉政虎書状」貫前神社所蔵・上越上杉二九五）。

同時期、氏政軍は比企郡内に本陣を置き、秩父周辺の尾根筋を利用した小城を次々に攻略していった。松山衆木呂子元忠が武蔵国飯田村（現埼玉県小鹿野町）で戦功をあげた記録などが存在する。（一〇月二二日付「北条氏政感状写」岡谷家譜・戦国後北条七二〇）。氏政軍は南図書助のような別動隊や分隊を用いて面的な攻略を進めていった。

一〇月前半、氏康軍も秩父に入り、中心地である秩父郡大宮郷（現埼玉県

秩父市)や三沢(現同県秩父郡皆野町)を平定し、感状を出している(永禄四年カ一〇月一七日付「北条氏康判物」齋藤文書、戦国後北条七二二)。秩父周辺の山間部を機動的に攻めた氏政軍に対し、氏康軍は最高指揮官の軍として、威光を示す動きをしたようにみえる。

一月下旬、北条氏の同盟軍武田軍が西上野方面に侵攻した(高崎市所蔵文書・上越上杉二九六)。同月二七日には、北条軍の桜井左近、小野藤八郎らが生山(現埼玉県本庄市・美里町の生野山)で上杉方勢力を破り、氏政から感状を受けている(二月五日付「北条氏康感状写」神奈川県立歴史博物館所蔵文書・戦国後北条七三一)。この戦での戦功には、氏康もそろって感状を出しており、この頃には氏康軍・氏政軍が合流して戦いに臨んでいたことがわかる(二月五日付「北条氏康感状写」神奈川県立公文書館・戦国後北条七三一)。

三軍構成の北条軍は、氏康・氏政・太田康資の各軍が連携しながら広範囲に広がる寝返った諸城を攻める作戦であったとみられ、分隊と小規模な別動隊を前線で駆使しながら、必要なときに互いに集まり、あるいは独立して戦う戦術をとっていたようだ。

二月三日、合流していた氏康・氏政軍は高松城(現埼玉県皆野町)を攻略した(西一二月三日付「北条家朱印状」逸見文書・戦国後北条七三〇)。その後、二月七日には利根川を越え、武田軍と合流して、上野国倉賀野城を攻めている(歴代古案四・紙三下―七二六三)。

一方、上野国に駐留していた上杉軍は、北条方の攻勢が続いたため、帰国できないまま、上野国で年を越すことになった。

北条軍の戦略としては、相模・南武蔵(八王子周辺)・西武蔵(河越・比企)・北武蔵(児玉郡・大里郡)・秩父という中核的支配領域確保を第一とし、そこから外縁に奪還地域を拡張するという、関東進出時の内陸侵攻と同じ戦略

を描いていたとみてよい(永禄五年正月二四日付「北条家朱印状」相州文書三浦郡團右衛門所蔵文書・戦国後北条七四三)。このとき、北条氏照が、小田原八王子間を抑え、味方の国衆との間の取次(情報統括)という後方支援を実施し(永禄五年三月一日付「北条氏照書状」涌井文書・戦国後北条七四六)、秩父地域に残った北条氏邦が奪還した諸城・諸将の事後処理を担ったとみられる(四月二日付「北条乙千代書状」逸見文書・戦国後北条七五二等)。

当時、氷川女體神社(現埼玉県さいたま市)では、大般若経の真読が行われていた。氷川女體神社の大般若経は、正慶二年(一三三三)から暦応二年(一三三九)にかけて河越氏繁栄を祈願して僧性尊らが筆写した大般若波羅蜜多経だ。真読の都度、祈願内容の奥書が書き加えられている。永禄四〜六年(一五六一〜三二)、この時の真読は、上杉謙信越山の動乱下で岩付太田氏の安全・無事と繁栄を祈るもので、氷川女體神社の別当寺文殊寺にいた河越仙波中院の僧齋藝によるものだった。該当する奥書には、北条軍の動きに関する複数の記述がある³¹⁾。

永禄五年正月付「大般若経第四九九奥書」(史料一四)によれば、永禄四年一二月に利根川北岸の上野を攻めていた氏康が、一月後には下足立郡に入っていたことがわかる。

【史料一四】永禄五年正月付「大般若経第四九九奥書」(氷川女體神社所蔵

大般若経、新編埼玉県史資料編九・三一六)

「文珠寺常任物」

(奥題)

大般若波羅蜜多経卷第四百九十九

「永〇五年壬戌正月、真読仙中堅者齋芸、

氏康下足立出張、美濃守対治云々、仍祈祷、」

〔真読任本〕

秩父を中心とした地域の諸城奪還が済み、武田軍との合同作戦が一段落すると、氏康軍は葛西城に向かったのだ。途中、岩付領「七幸」（七里）に放火したという記録もあり（天正二年三月二一日付「松橋流血脈裏書」正法寺文書）、奥書の確かさがうかがえる。

さらに【史料一五】に挙げた正月二九日付の奥書には、氏康軍が下足立を行軍していたことが記されている。

【史料一五】 永祿五年正月二九日付「大般若経第四八三奥書」（氷川女体神社所蔵大般若経、新編埼玉県史資料編九・三二四）

〔壬戌正月廿九日

氏康下足立御動、岩付大切ノ間為安全、

真読中院〕

下足立は、現在のさいたま市南部から東京都足立区に該当する地域で、氏康軍の行軍は太田資正本城の岩付城から一定の距離をおいたものだったようだ。岩付領内に放火したことを勘案すると、氏康軍の行軍ルートは、上野国から利根川に出て本庄・深谷辺りを經由し、元荒川筋を下るものだったと想像できる。このとき氏康軍は、葛西城北側への着陣を目指していたと考えた。葛西城東側・南側は里見軍の実効支配地であり、西側には広範な後背湿地が広がっていた。軍の布陣は北側のみが可能な場所だったという面があるが、途中七里に放火していることからみると、里見氏と岩付太田氏の連携を断つ意図もあったとみられる。移動手段には、陸上交通ばかりでなく、元荒川から入間川を経て葛西城北側に至る舟運の利用も想像される。

続く永祿五年二月の奥書（【史料一六】）によれば、氏康軍は、二月中には葛西城近くに到達し、攻め手を窺っていた様子が把握できる。

【史料一六】「大般若経第五一九奥書」（氷川女体神社所蔵大般若経、新編埼玉県史資料編九・三一八）

（奥題）

大般若波羅蜜多経卷第五百一十九

〔戌二月

于時氏康葛西口動取中、為天下安全真読〕

一方の上杉軍は、北条方に与した佐野昌綱が治める唐沢山城（現栃木県佐野市）をうかがい、二月に館林城を攻略して（二月二八日付「須田栄定書状」上杉家文書・上越上杉三二〇）長尾景長に預けると（二月二七日付「上杉輝虎書状」高橋義彦氏所蔵文書・上越上杉三〇九）、再び佐野に向かった。しかし、北条軍の勢いに陰りがなから、里見氏・佐竹氏らの承認の下に擁立した古河公方足利藤氏を古河城に残し、近衛前久と上杉憲政をとめない、三月初旬、厩橋城へ引き上げて行った（二月二八日付「須田栄定書状」上杉家文書・上越上杉三一〇）、栃木県庁採集文書・越佐史料四一三八四、三月一四日付「北条氏照書状」涌井文書・戦国後北条七四六、四月二日付「北条乙千代判物写」山口文書・戦国後北条七五三）。

北条軍の情報統括だった北条氏照は、会合を持つ予定だった近衛前久が退避した理由について、唐沢山城主佐野昌綱の弟房綱に説明を求めている（三月一四日付「北条氏照書状」涌井文書・戦国後北条七四六）。氏政軍は古河城近辺に在し、近々協議を持つ予定だったとみられる。

ここまでの北条軍の諸城・諸将奪還作戦の動きをみると、氏康がいち早く

行動を開始し重要な戦地を巡っていたことがわかる。一方で、細かい戦闘は行っていない。氏康は感状を多く発給しており、全軍の統帥権をもって北条氏健在の恣意行動を示していたとみられる。他方、氏政は氏康と協働しつつ、小地域を支配する国衆に対して機動的な戦闘を行い、諸城の奪還を実行していた。

氏康との関係を見ると、若い氏政に実戦経験を積ませたようにみえる。天文六年（一五三七）生まれの氏政は（大宅高橋家過去帳）、天文二〇年（一五五一）頃に元服し、弘治元年（一五五五）の初陣³²から七年で、軍人としては脂ののった時期だっただろう。

太田康資については、別軍として氏政軍から離れた後、河越の西の比企地方から河越城に向かっている。当初は武蔵西北部と秩父周辺で戦う氏政軍の後詰として同道した太田軍だったが、葛西城奪還を優先する北条軍の戦略に従い、河越城に駐屯して岩付の太田資正軍を抑える役割を担うことになったようだ。

（四）北条軍の動きと本田氏召集

以上の検討から、永禄五年二月時点の北条各軍の所在は、氏康軍が葛西城周辺（北側）に、氏政軍が古河城と交渉しやすい位置に、太田康資軍が河越城に在陣していたことがわかる。忍び実行部隊本田氏とその配下の召集は、翌三月に始まる。ここで本田氏召集文書の日付を検討し、北条軍と本田氏との物理的な距離を想定することで、本田氏本拠の位置を推定してみたい。

本田氏への最初の勧誘は、三月二日に行われた。本田氏には、この日、二通の文書が発せられている。「今度忠節致様」に始まる一通目は、召集部隊指揮官の「本田」に対し、「無紋就馳来者」として所屬を伏して隠密に作戦に参加すれば、江戸筋に二か所と足立に二か所の知行宛行を予定していると

し、さらに結果がよければ「如何程も可任望候」と、法外の報酬を用意していることを伝えて参陣を要請している（前々稿【史料一七】三月二日付「北条氏康判物」本田家文書、戦国後北条七四八）。もう一通は、配下の同心「実行部隊への参陣要請で、「於何之地も郡代非分儀申懸處、罪科事堅在之間敷候」として、部隊の行動にかかる不利な措置や断罪を行わないこと、「殊更太田指南上ハ、聊横合義、不可有之候」として、太田康資の指揮下（太田康資軍）に入れば作戦上他者に干渉させないことという条件を提示している（前々稿【史料一八】三月二日付「北条氏康判物」本田家文書、戦国後北条七四九）。

ともに北条氏康発給文書で、先述のとおり、折紙を用い、宛名の位置も低く、氏康が本田氏の身分的上位にいたことが表れている。褒美としての知行宛行、「本田との」と実名・官位のない宛名から、このときの氏康と本田氏に主従関係がなかったことが把握できる。このことは、さらに後日の文書で示される褒美の知行地が、『小田原所領役帳』で江戸衆の江戸城代遠山丹波守、萩野（豹徳軒）、太田大膳亮等の領地となっており、ことからも窺える（【史料一七】³³）。また、今度働いてもらいたいとの勧誘の言と、その後の条件提示の状況から、氏康と本田氏との間に、条件交渉の過程があったこともわかる。本田氏は、このとき参陣を要請されている立場であり、本拠にいたものとみてよい。

このことは、氏康の陣（葛西城北側）と本田氏本拠の距離にとって、きわめて示唆的な状況だ。氏康の書状二通が三月二日付であるためには、氏康側で二度目の使者を二日目のうちに送り出さなければならぬ。氏康が葛西城北側の陣から最初の使者を送り、本拠にいた本田氏がこれを受け返信、氏康がこれを受け、葛西城北側から同日中に二度目の使者を送り出したことになる。つまり、本田氏本拠は、氏康のいた葛西口から、単日中に

一往復の使者のやり取りをし、さらに二度目の使者を發することができると距離にあったといえるのだ。

戦国期の使者には地元武将の案内が必要な場合もあるなど（前々稿【史料二八】で紹介した夜わぎ鍛錬之者が書かれた四月四日付「上杉謙信書状」個人、上越市史上杉一二〇三など）、飛脚であっても短時日での使いは容易ではなかった。両者の距離は、ある程度近距離にあったはずだ。

正確に算出することは難しいが、近世の飛脚を例に一日に可能な移動距離を求めてみたい。喜田川守貞（北川庄兵衛）による近世末の風俗書『守貞謾稿』の「飛脚屋」には、京都―江戸間の旅行日数について、「特二火急ヲ報ズ書簡二八四日限仕立飛脚ト云アリ」とある。東海道五三次を一二四里八丁＝四八七・八キロメートル、平均的な昼間時間を一二時間と仮定して、火急の飛脚の日当り昼間移動距離を計算すると、一日約一二二キロメートル、平均時速一〇キロメートル毎時となる。継ぎを細かくして疲労を防げば移動可能距離は延びると考えられるが、【史料二三】に挙げたように、当時は使者が途絶えがちで十分な継ぎは簡単とは思えない。伝馬を利用して、岩付太田氏支配地や渡河などの障害があり、馬が人より早いとも限らない。これを最大値とみておこう。

当時は、夜間の外出が制限されていた可能性が高いため⁽³⁴⁾、永禄五年三月二一日（西暦一五六二年四月二四日）の昼間時間を一三時間四〇分余とする⁽³⁵⁾と、想定される時速一〇キロメートルでは一四〇キロメートル程度の移動が可能だったことになる。氏康・本田間の使者では、この距離が、使者一往復と二度目の使者が送り出されて動けた距離の合計値となるので、片道は七〇キロメートル未満だ（二往復ならさらに短い）。

使者のやりとりでは、相手側使者の口上聴聞、書状閲覧、軍議、右筆による返信作成、使者の任命、使者の派遣等、多くの実務が存在する。氏康側の

最初の書状作成・使者派遣に要した時間を一時間、本田氏の書状受け取りから使者派遣までを一時間、氏康側での書状受け取りから第二の使者派遣までの時間を一時間とみると、一〇時間四〇分が飛脚の移動時間となり、片道は約五三キロメートル未満となる。また、各事務を三〇分程度とみた場合は、片道は六〇キロメートル余となる。これらの値が、北条氏康の陣と本田氏本拠間の凡その距離の目安になる。

氏康在陣の「葛西口」を、布陣不能な後背湿地や河川を除いた葛西城へのアプローチ位置とみて、現在の足立区東和付近と仮定し、当該地から半径六〇キロメートルの円を描いてみた(図2)。円は、南は現神奈川県横須賀市、平塚市、西は丹沢の山地帯から山梨県上野原市、東京都奥多摩町、北は埼玉県寄居町男衾、深谷市本田、群馬県大泉町、栃木県佐野市、東は茨城県筑西市、千葉県山武市、同大網白里市を含む範囲になる。

本田氏本拠については、野田本田氏系図関係史料の本田正勝の生国・本国から武蔵国だったことが把握できている。永禄五年当時は、上杉方の太田資正が河越から岩付を、里見義堯が下総国境から江戸湾沿岸を固めていた。北条軍が下総や上総から主従関係のない武士を呼び寄せるのは、現実的ではない。本田氏本拠は、葛西口から六〇キロメートル圏内のうち、荒川以南の埼玉・東京に限られるとみてよい。先述のとおり、当時の武蔵国に、葛西城で忍び戦術を実行できるだけの武力を有した本田氏は、川本本田氏以外に探せない。川本本田氏本拠は、圏内に収まる。想定できるもつとも遠い位置にあたるが、一日に二回の使者を出すことは可能だ。氏康陣所の位置次第では、余裕も生まれる。

さて、川本本田を本田氏本拠とする推定は、その後の交渉過程の状況からも支持されうる。

北条氏と本田氏は参陣について大枠で合意したものの、任務の詳細や褒美

の内容に合意できない点があったようだ。二度目の使者を返した翌三月二二日、北条氏の三度目の使者が本田氏を訪れた。使者は、このときようやく任務の核心を明かした。「葛西要害以忍乗取上申付者」とし、太田康資軍下での任務が忍び戦術であることを伝えたのだ。褒美には、現葛飾区の曲金・両小松川・金町を与え、「同類衆」に代物五百貫文を与えるという。最高権力者氏康発給の文書だった（前々稿【史料三】）。

交渉は、それでもまだまとまらなかった。四月一六日、四度目の使者が【史料一七】（前々稿【史料一九】）の書状を携え訪れている。

【史料一七】「北条氏政判物」（本田家文書、戦国後北条七五九）

知行方

一ヶ所 葛西 金町

一ヶ所 同 曲金

一ヶ所 同 両小松川

一ヶ所 江戸廻飯倉

以上

一 現物五百貫文 衆中

以上

右、葛西地一力二乗

取、至于指上申者、無相

違可被下候、仍如件、

永祿五年

卯月十六日（花押）（北条氏政）

本田とのへ

本田氏は、三度目の使者への返信として褒美上乘せの要望を出すとともに、作戦の全体的な進行や協働する部隊等について、疑義を呈していたのだろう。この書状では、知行地に「江戸廻飯倉」が加算され、「葛西地一力二乗取」と、忍び戦術を本田部隊単独で実行するよう指示がある。この回答をもって本田氏はようやく納得し、忍び戦術を請け負うことを決めたものと思われる。単部隊で納得する本田氏の在り様は、忍びの指向性としては象徴的だ。

さて、本田氏本拠の検証材料として、ここで重視すべきは、【史料一七】が北条氏政発給であることだ。本田氏召集は最高権力者氏康が行い、三度の誘いをかけてきた。その権限が氏政に移されたのだ。

これには、二つの理由が考えられる。

一つは、本田氏が参戦する葛西城乗取が、太田康資軍を主体とした作戦であり、太田軍の指揮権を氏政がもっていたとみられることだ。前々稿で明らかにしたとおり、葛西城乗取は、四月二四日頃、本田部隊の忍び戦術による城外郭の乗取と、太田康資軍による城中心部の乗取という共同作戦で実施された。この戦では、太田軍に属したとみられる興津右近という武士への感状（前々稿【史料二一】卯月晦日付「北条氏政感状写」吉田文書、戦国後北条七六五）が氏政から発給されている。また、先述のとおり、葛西城奪還を含む北条軍の諸城・諸将奪還作戦では、元々、太田軍は氏政軍に帯同し、氏政の指示に従っていた。

諸城・諸将奪還作戦全体の最高指揮官が氏康で、葛西城の戦いの指揮官が氏政であったことを勘案すると、知行宛行の権限を要する本田氏勧誘交渉は氏康が担当し、参陣の合意形成後の細部交渉を氏政が引き継いだものと考えられる。対葛西城戦略としては、先述のとおり氏康軍が里見氏と岩付太田氏の分断として控え、氏政軍が後詰、実戦部隊が太田軍と本田部隊だったこと

になる。

もう一つ、物理的な理由が考えられる。本田氏本拠、氏政軍、氏康軍の物理的な位置関係によるものだ。葛西城に臨む位置まで南下した氏康軍からは、本田氏本拠が遠すぎたのではないか。このとき氏政軍は、倉賀野城から利根川に沿って下り、古河城近辺に在陣していた。上杉方の羽生城や関宿城、忍城（年未詳「北条氏康書状」箱根神社文書・戦国後北条七四二）の存在を考慮すると、恣意行動を行いつつ、当時の利根川南流の会ノ川流域か元荒川中流域に布陣していたとみるのが現実的だ。

北条軍は、本田氏欲しさのため、頻繁かつ密接な使者のやり取りを望んでいた。しかし、本田氏本拠は葛西口の氏康軍からでは遠く、近くにいた氏政に交渉を任せるとともに、参陣に現実的な河越城に詰めていた太田軍に属させたすると、全体の辻褃が合う。本田氏は、氏政・太田軍と連繫をとりつつ、忍び戦術の準備を整えたのであろう。本田氏との交渉を終えた氏政は、氏康軍を追って葛西城に向かったはずだ。

細かい読み込みとなったが、葛西城忍び乗取作戦時の本田氏本拠については、現状に入手できるとの資料を用いても、深谷市本田とするのが最も合理的だといえる。前々稿の結論は維持できる。

この結果に基づき、葛西城での忍び戦術が川本本田氏の部隊によるものであることを前提に「本田家文書」を見返すと、三月二一日付「北条氏康判物」（前々稿【史料一八】、本田家文書、戦国後北条七四九）に「各同心者共、此方へ馳来上、於何之地も、郡代非分儀申懸處、罪科事、堅在之間敷候」とあるのが、本田部隊の河越城参陣までの間の準備や行軍に対してのことだと理解できる。別動隊としての本田部隊には、物資調達や逗留、通行の自由など、代官所管の許認可や諸役の免除が行われていたのだ。本田氏参陣には、召集・行軍・戦術実行まで、整然とした軍・行政の支援が用意されていたことに

なる。このことは、『新編武蔵風土記稿』多磨郡二三に紹介されている、元龜三年の風聞文書の内容にも似る。

六 川本本田氏の成り立ちと

葛西城忍び乗取作戦で使用した忍びの技術

（一）北条氏と本田氏の出会い

ここまで、葛西城の戦いにおける忍び戦術実行部隊が、川本本田氏とその配下だったことを多面的に検証してきた。その過程で明らかになった北条氏による川本本田氏の召集・勧誘状況は、北条軍が計画する忍び戦術が、川本本田氏なしに成り立たないものであったことを強く物語っている。川本本田氏は、忍び戦術に利用できる特有な技術・技能をもっていた可能性がさらに高まった。以下にその技術・技能を把握するため、川本本田氏とその本拠の歴史的な在り方を追求する。

先述のとおり、諸城・諸将奪還作戦前に北条氏と川本本田氏に主従関係はなかった。北条氏が川本本田氏の忍びの技術・技能を知り、欲したのは、諸城・諸将奪還作戦進行中だった可能性が高い。もし、それ以前に川本本田氏が北条氏と関係していたとすれば、すでに主従関係を構築していたか、少なくとも召集の書状で諱か官位を宛名にしていたと考えられる。

北条軍の行軍状況をみる限り、比企郡から北進せずに河越城に移った太田康資軍に、川本本田氏との接点は考え難い。氏康軍は、一〇月に荒川筋を秩父中心地に向かい、一月程度後の十一月、荒川を渡り現埼玉県本庄市・美里町の生山（生野山）で上杉勢と交戦し、その後、氏政軍と合流して倉賀野城を攻め、いち早く利根川筋から元荒川筋に入り葛西城に向かった。荒川の渡河で本田郷周辺を通過した可能性はあるが、本田氏のもつ技術・技能を見聞きする接点があったか否かははっきりしない。この二軍に対して、氏政軍は

秋から一二月にかけて荒川を遡上して秩父地域の諸城を攻め、氏康と合流して倉賀野城に至り、その後南下して荒川中流域を含めた古河城近辺にとどまった。氏政軍が本田郷近くにもっとも長く位置していたとみられる。

川本本田氏が、元は山内上杉の家宰長尾氏の被官で古河公方と関係し、謙信第二次越山では上杉軍に与したことを考えると、軍として進駐してきた北条氏との間に考え得る関係は、諸城・諸將奪還作戦時の傭兵、案内役、兵站等だ。秩父や北武蔵で広く戦う氏政軍が荒川中流域で必要としていたのは、こうした役を担う勢力だったはずだ。氏政軍にこれらの役として関わったことが北条氏と川本本田氏の出会いであろう。

(二) 本田周辺の地形と遺跡

前々稿に記したとおり、徳川家康の江戸入府にともなう文禄四年（一五九五）の検地では、川本本田氏は上本田郷・下本田郷からなる本田郷筆頭の土地所有者であった。実質的な土地の所有・耕作を行っており、開発領主としての階級にあったと考えてよい。川本本田氏の有する技術・技能を把握するには、川本本田氏が上下本田郷の開発に関わった過程から確認する必要があるが、鎌倉期以前の記録は残されていない。そこで本稿では、考古学・地理学的な情報を基に検討を進める。

上下本田郷と周辺は、関東平野中央を東流する荒川が形成した河岸段丘の低位段丘面・中位段丘面にあたる。当該地は、上位段丘面下の段丘崖によって囲まれる東西四キロメートル、南北二キロメートルほどの東西に長い狭小な空間をなしている。このうち中位段丘面（寄居面Ⅰ）が上本田郷、低位段丘面（寄居面Ⅱ）の東側が下本田郷、西側が畠山村と呼ばれていた³⁵。

地質学的な成り立ちは、第三紀層に砂礫層が乗り、川本粘土層、新期ローム層、立川ローム層対応の大里ローム層が堆積し、表層に腐植土が形成され

た地盤をなし、江南台地に該当する。中位段丘面の上下本田郷には、寄居町山間に湧く吉野川が東流し、下本田郷東端で荒川に落ちる。低位段丘面中央部と中位段丘面段丘端部には、それぞれ河岸段丘化が進んだ旧自然堤防の高まりがあり、その上に集落が展開し、周囲は農地となっている。現在は井戸による灌漑が進み、全体に畑地と水田が拮抗しているが、近世前期以前は、吉野川から引水可能な場所に限って水田が開かれ、他所には畑地と稗場・流作場が広がっていた。

当地の発掘調査では、縄文時代から近世にわたる遺構が各地で検出されてきた。畠山では古墳時代から奈良時代に至る大規模な集落跡が検出され、如意・川端・如意南の遺跡群として知られている。真北から二二〜四五度西に軸を振った竪穴建物跡や掘建柱建物跡が、低位段丘面中央から荒川河川敷まで広く分布していた。竪穴建物跡等から多くの土錘が出土しており、川船による荒川本流での内水面漁業が盛んであったことがわかる。平城宮跡では、天平一八年（七四六）一月に男衾郡「川面郷」から、背割鮒一斗の大贄を貢献する荷札木簡が出土している³⁶。川面郷の場所は不明だが、如意・川端・如意南遺跡が該当する可能性もある。当時の当該集落では、船を利用した漁業が生業の主体を占め、農業は吉野川下流の一部での実施に限られていたものと考えられる。

この集落に対応する墓地として、かつて低位段丘面（下本田）の自然堤防上に塚原古墳群が営まれていた。発掘調査の結果、荒川右岸から低位段丘面中ほどまで広く分布していたことが把握されている。

奈良時代には、下本田東端から東方一・五キロメートルほどの位置に、掘建柱建物跡を計画的に配置した百済木遺跡の集落が形成され、近隣には、塔・金堂・講堂・門などが揃う本格的な寺院跡寺内廂寺が造営された。百済木遺跡は、周辺を開発した男衾郡中でも有力な郡司クラスの豪族居館であった

と考えられている⁽³⁷⁾。

九世紀後半、如意・川端・如意南遺跡の様相は一変する。竪穴建物跡・掘立柱建物跡は、北から二〇度程度西を指向する向きに統一され、集落域も荒川沿いの幅二〇〇メートル程度の範囲に限定される。整然とした計画集落に変貌したのだ。引き続き多くの建物跡で多数の土錘が検出されており、荒川本流での内水面漁業が主要な生業だったことがわかる。この時期については、製錬炉跡・須恵器窯跡も検出され、緑釉陶器も出土している。単なる漁村ではなく、中央政権との関係が強い集落であったと考えられる⁽³⁸⁾。出土遺物の様相から、遠隔地との交流も認められ、多くの川船を擁し河川交通の担い手としての位置も占めていたと思われる。計画集落の様相は、同時期の条里型集落、本庄市地神・塔頭遺跡と非常によく似ている。

計画集落内の竪穴建物跡と掘立柱建物跡は、およそ一〇世紀後半には姿を消す。その後、一三世紀後半には、北から一〇度程度西を指向し九〇度屈曲する断面葉研形の堀をもつ館や、五輪塔群を中心にした墓域が形成されたことが確認されている。また周辺では、多数の柱穴とみられる遺構や、一五世紀までに生産された陶磁器・かわらけ・石塔類などの多数の遺物が出土している。当該地には、秩父平氏（畠山氏）進出の伝承があり、こうした遺跡の変遷について、一三世紀後半に畠山氏館跡と集落が形成され、追って墓域が営まれて一五世紀まで継続したと理解されている⁽³⁹⁾。

これらの遺跡の状況から、次のような当該地の開発史を知ることができ。古墳時代には内水面漁業を生業とする人々の大規模な集落があり、古墳群も営まれた。奈良時代になると、中央政権に属する集団が百済木遺跡周辺に移住し、国家的開発に着手した。それまで一般集落だった如意・川端・如意南遺跡群は、中央政権に従属したとみてよい。九世紀後半には、全国的な趨勢と軌を一にして、官人層の集団が土着し、如意・川端・如意南集落を計

画集落に再整備した。土着した官人層は、東国に根を下ろした平氏・藤原氏等の軍事貴族の可能性が高い。前述の上本田の藤原秀郷伝説も示唆的だ。平安末期以後は、秩父平氏が畠山に移住し、館や墓域、集落を形成していった。

(三) 隠れた条里型地割と本田郷開発に果たした川本本田氏の役割

考古学的な情報を中心に概観したが、今回、それらを総体的に検討する中で、当該地にとって重要な遺構の状況を確認した。

九世紀の計画集落は、前代までの分布域（旧畠山村）を大幅に減じ、荒川沿いに密集している。当該地域の再開発が行われた可能性が高い。この地域を、昭和二年（一九四七）米軍撮影の空中写真を用いて観察すると、計画集落の方位に直交する東西方向の直線道路があることに気付く。この道路は、本田を貫き、その東端から古代の荒川旧河道である和田吉野川⁽⁴⁰⁾沿いの自然堤防に続き、荒川と陸上交通の結節点とみられる熊谷市下田町遺跡方面に至るとみられる。下田町遺跡は古墳時代後期から中世まで、多量の馬関連遺物を出土したことで知られる集落で、中世には、川港を備えた水陸交通の要衝だった⁽⁴¹⁾。本田を貫く道路は、古代以来の主要な交通路の名残だと考えられる。

さらによく観察すると、この道路の北約六五〇メートルの位置に、平行した東西方向の直線的な地割境界線がみえる。この境界線と道路で囲まれる範囲は、南北約六五〇メートル×東西約二六〇メートル余りの長方形になる（図3）。計画集落の位置と比較すると、集落はこの長方形地割の外側に集約されたことがわかる。

長方形地割の中央付近には、幅五五〜八〇メートル程度の南北の細長い地割が存在する。この地割は、現道下にあり、直線的な区画として長方形地割外側の北と南に延びている。北側は荒川を渡り榛沢郡方面に、南側は比企窯

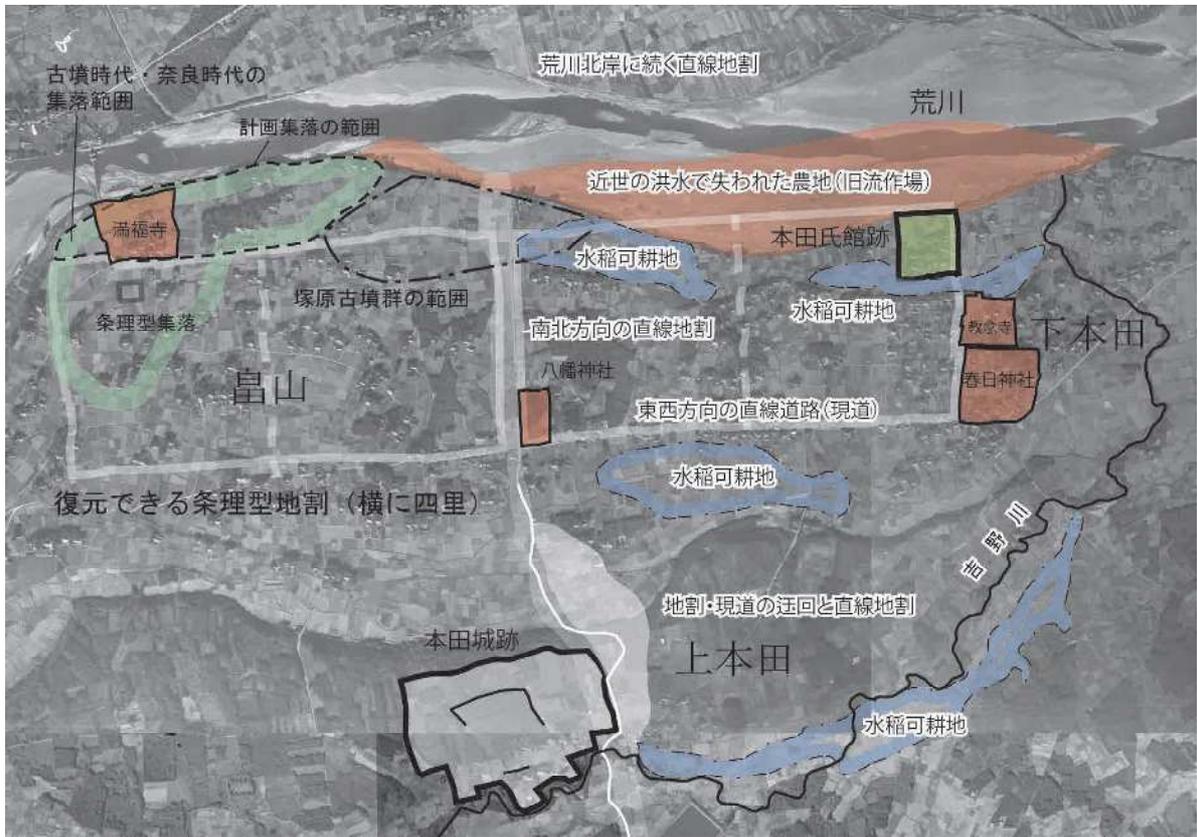


図3 畠山・本田の復元条里型地割と川本本田氏本拠

1947年米軍撮影の空中写真に現れた土地界・土地利用状況・ソイルマークから、条里型地割・道路跡を復元した。畠山・本田には、元々漁業・水上交通を生業にする集落があった。9世紀後半頃に当地に入った本田氏は、条里型地割施工とともに、この集落を計画集落に再整備し、水上交通を含めて中央政権の土地制度に組み込んだ。本田氏は在庁官人層であったと思われる。また、本田氏は条里型地割中に館を営み、戦国期には、条里型地割にともなって設置されていた直線道路を迂回させ、本田城を築き、陸上交通も支配した。

跡群や畠山重忠館跡とされる国史跡菅谷館跡方面に続く。平安時代以来の主要道の痕跡の可能性が高い。長方形地割は、この細長い地割で東西に二分される形だ。二分された地割は、それぞれ南北六五〇メートル、東西一三〇〇メートルの大きさで、これを二里が並ぶ条里型地割と考えると、内部に一辺一〇九メートル四方の坪型区画が並ぶ規格に一致する⁽⁴²⁾。

地割南東隅には、天平二〇年(七四八)建立と伝わる本田村社の春日神社、同年創建と伝わる教念寺があり、中央の道路跡とみられる細長い地割脇には、養老六年(七二二)創建とされる八幡神社が所在する。

春日神社・教念寺の西縁を条里型地割起点の一つとみて、道路跡東縁・八幡神社西縁までを正確に測距すると、一・三〇八メートル(一〇九メートルの一二倍)となり、二里と完全に一致する。また、中央の道路跡西側も、道路跡から南北地割のみられる限界、かつ荒川屈曲点付近の平坦面限界までを測距すると凡そ一・三〇八メートルになる。偶然の一致では合点がいかない。

北側地割境界の外側には、十二世紀初めの創建で、畠山重忠再興の伝承をもつ満福寺が位置する。中世寺院らしく、寺域南端が条里型地割を乱している。最新の埼玉県の条里型地割集成⁽⁴³⁾には挙げられていないが、四里が横に連なる条里型地割が隠れていたとすべきだ。

施工時期は、計画集落の方位との一致から、九世紀後半と考えられる。条里型地割内の一部には、同時期の条里型集落も認められ、地割内部に必要な施設が造られていたこともわかる。

地割の施工時期は、先述した畠山・本田に分布する塚原古墳群の状況からも検証できる。塚原古墳群は当初墳丘が残る荒川沿いの分布が知られていたが、近年の発掘調査等により、削平された古墳を含め、二〇基以上からなる古墳群であったことが把握されている。全体の分布は、条里型地割の内外に

またがる。調査では、削平された古墳跡が層厚一〇センチメートル程度のシルト質細砂層で覆われた状況を確認した。この層内には、攪拌された天仁元年(一一〇八)降下の浅間山起源火山灰A s—Bが含まれていた⁽⁴⁴⁾。この層、あるいは下層に、酸化鉄やマンガンの沈着は確認できなかったが、直下の層に有機質土壌の形成がみられた。上部の攪拌層の状況と合わせ、畑作等の耕作の結果と考えられる。古墳墳丘が火山灰降下以前に切土され、広く耕地開発されていたことがわかる。古墳の削平・農地開発は一一〇八年以前に遡り、降灰後、長く耕作が行われていたのだ。

図3に示した古墳群範囲は、古墳群全体を表す周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲だが、条里型地割内部の分布については、多くの古墳が墳丘を削平されていたため、確認が発掘調査によることになった。条里型地割施工時に、地割予定地内の古墳が削平されたとみてよいだろう。

以上のように、畠山・本田は平安後期に公領として条里型地割に再開されたため、文禄の検地帳「上下本田郷御縄打水帳」にもあるとおり、「上本田郷・下本田郷」と郷を称することになったものと考えられる。

(四) 本田氏館跡と本田城―川本本田氏の素性―

先述のとおり、現在の埼玉県深谷市(旧川本町)本田には、川本本田氏の拠点とされる二か所の遺跡が残されている。一つは上本田の本田城跡、もう一つは下本田の本田氏館跡だ。畠山重忠をテーマに在地領主としての武士団を論じた清水亮は、二つの拠点の位置から、川本本田氏が水田開発(清水は「谷戸田」とした)を主要な目的に上本田の本田城を設置し、下本田の館で水運掌握を目指したとみている。また、「喜連川判鑑」足利氏満応安三年正月条に「新田ノ残党、武蔵上野ノ間ニ出張、上杉弾正朝房・畠山右衛門佐基國ヲ差向ラル。二月九日、本田ニ着陣」とあることから、一四世紀には本田城

が築城され、二つの館が同時に存在し、分割相続のために分流した本田氏とともに居していたと推測している⁽⁴⁵⁾。

清水の研究にみられるように、二つの拠点の築造理由を検討すれば、本田氏の政治的・社会的役割を把握できる可能性がある。本田氏特有の技術・技能も、そこに現出してくるだろう。清水の方針を追って検討を加えてみたい。まずは畠山・本田の開発に影響したとみられる、農地の情報から整理する。

低位段丘面西側の畠山は、基盤層に礫層、砂層をもち、段丘化が進んだ旧自然堤防の微高地が広がる。旧後背地では発掘調査で礫層の表層露出が広く確認されている。延享三年(一七四六)の新田開発を前提とした検地では、野畑八反四畝一二歩、林畑九町二反八畝一二歩、合計一〇町一反三畝、石高二一石一斗四合とあり、他に秣場三町一反と死馬捨場が定められている(「畠山邑原地新田検地帳」)。畠山では、現在でも畑作が主体で、水田経営はすべて井戸水の動力汲み上げによる灌漑に頼って行われている。

中位段丘面上の本田郷は、発掘調査の結果、現代の井戸水で灌漑する水田の耕作土直下に、縄文時代中期の環状集落跡や浅間山起源天明三年(一七八三)降下の火山灰A s—Aを覆土に含む用水路跡が検出されており⁽⁴⁶⁾、中世以前のの水田経営が吉野川沿いに限られていたことがわかる。文禄四年(一五九五)の検地では、わずかに水田十三町四反、畑七町三反の記録にとどまる(「上本田郷御縄打水帳」(「中島俊一家文書」)。清水のいうように、川本本田氏が、谷戸田開発を所管するために分家して本田城を築いたとするには、良好な農地が少なすぎるように思える。

一方、低位段丘面東側の下本田郷には、後背地が点々と存在し、中世以前から水田耕作が可能な地区が存在したようだ。文禄四年の検地では、水田四一町八反、畑六五町一反が記録されている(「下本田郷御縄打水帳」(「真下喜一家文書」)。塚原古墳群の削平時期からみて、古代末の条里型地割施工時に

は、水田化していたと思われる(図3参照)。

畠山・本田の古代の条里型地割施工状況と集落の状況を合わせると、畠山・本田は、下本田郷を除き水田開発に不向きであり、農地としてより水陸の交通の要衝を抑える官制拠点、内水面漁業の中心地としての開発に重点があったように思われる。内部の坪並の痕跡が明確でないのは、荒川氾濫による可能性がある一方、農地の整備が主要な目的でなかったことを示す可能性も否定できない。そうした意味では、金田章裕のいう条里プランが実体化したものと捉えられる(47)。

それでは、清水が一四世紀の水田開発の拠点とみた本田城の役割と築城時期についてはどう捉えればよいか。本田城は、『新編武蔵風土記稿』には、廻りに小土手をもつ二町四方ばかりの土地で、深谷城主上杉氏憲の陣屋跡と記され、隣接地に「本田源次郎(源二郎長繁)」の居所があったとされている。臨時の陣城とみているようだ。

前々稿に記したとおり、畠山・本田は要害としての地形的要素をほとんどもたない。戦関連の記録も、『鎌倉管領九代記』巻二「金王殿元服付本田合戦並中村馬渕夜討」の項にある正平十三年(一三五九)の新田軍残党と上杉弾正少弼朝房・畠山右衛門佐基国軍による「本田合戦」以外には、応安二年(一三六九)の將軍弟左馬頭満詮の本田着陣、上杉朝房・畠山基国の本田陣から信州への出陣(『南方紀伝』・『桜雲記』・『新編武蔵風土記稿』)がある程度だ。

この点では、開発拠点を主な機能とみる解釈も当然のように思える。

しかし、本田城跡の遺構状況を一九四七年米軍撮影の空中写真に現れた地割痕跡やソイルマークから復元すると、東西四〇メートル、南北四五〇メートルの範囲をもち、北側を段丘崖で区切り、南側を吉野川の流れをクランク状に曲げて折を施した堀で守る、崖端城であったことがわかる。現存する堀跡、前々稿で紹介した埼玉県立歴史資料館(現嵐山史跡の博物館)による

試掘調査で確認した堀跡を加えてみると、複郭式平城の縄張りを認める。図3には、前々稿で示した範囲を詳細に再検討して示してある。明らかに戦国期の城の構造にみえる。

一方で、北側の崖線を除くと平坦地で攻めやすい立地にあり、要害とする地の利はない。また、堀や土塁に規模感がない。それでいて相当の広さもち、戦国後期の城の構造をもつようだ。築城位置と畠山・本田の成り立ちからみれば、条里型地割中央の道路を抑える関所的施設であったと考えた方がよいだろう。

では、築城時期はいつか。それには、もう一方の拠点で存在時期の確実な史料が残る下本田の本田氏館跡の構築事情が手がかりになる。

本田氏館跡は、前稿に記したとおり、文禄四年(一五九五)の検地で旧家であるとして縄除けされており、戦国期の段階で、川本本田氏本拠であったことに間違いはない。前々稿及び前述のとおり、川本本田氏は、検地帳に上下本田郷随一の土地所有者・実質耕作者として記録されており、開発領主としての性格をもつ在地領主だ。本田氏館跡は開発領主の本拠として存在していたのだ。

前々稿のとおり、「下本田郷御縄打水帳」には、本田氏屋敷跡について「本田右近 持」と書かれており、川本本田氏当主右近は、文禄の検地の際、本田氏館を離れて別の場所にいたことがわかる。【史料八】「本田家旧系図」本田長親(右近尉)の事績には、「北条平氏直仕テ籠城ス落城ノ以後牢牢ノ身トナリ本田郷代々ノ屋鋪ニ塾居ス」とある。右近に鉢形城等への出張記録はない。小田原攻めの際には、本田氏館を出て、少しでも防御性の高い本田城に詰めていた可能性が高い。旧系図長親の事績の続きに「本田屋鋪訳前々ノ遣所御詮儀ノ上被得御内意家中屋鋪被召上本田屋鋪ハ御免地被成下」とあるのを、二つの本拠と右近塾居の状況から解釈すれば、小田原攻めの後、本田城

内や周辺の家屋敷が徳川に召し上げられ、本田城は廢城、右近は本田氏館に戻って蟄居したと捉えるべきだ。

本田氏館跡を先の畠山・本田の開発史に位置づければ、館の位置が条里型地割東端にあたり、東西・南北ともにおよそ二町で条里型地割内に計画的に配置されていることに気付く(図3)。古代に遡る周囲の寺社との位置関係も含め、畠山・本田を支配する開発領主の居館として、条里型地割施工時の九世紀後半頃に地割内に整備されたと思われる。本田氏こそ、中央政権の命で畠山・本田に移住し、畠山・本田の条里型地割への再開発を指揮した開発領主で、戦国期の川本本田氏まで途切れずに続いた一族であったと結論できる。官制の条里型地割で管理される本田郷を支配する川本本田氏は、一定の官位・官職をもつ郡司以下程度の在庁官人であったはずで、中央貴族との関係も想像される。このことは、旧系図で白河上皇に北面の武士として仕え、本田姓の祖となった豊継の事績の在り方に象徴されている。本田氏館が本田城に先んじていたことは確実だ。

さて、本田氏館跡同様、条里型地割を軸に表層遺構を検討すると、本田城跡の築城時期もある程度限定できる。

これまでの各地の発掘調査では、初期の条里型地割ほど直線的かつ正確に施工された状況で確認されている⁴⁸⁾。戦後の空中写真では、畠山・本田の条里型地割を分割する中央の道路跡は、荒川から直線的に延びているが、本田城にかかる部分で城を避けるように東に蛇行している。さらに写真をよく観察すると、蛇行する現道・地割の下に、それに切られた形で直線的な道路跡の地割が認められる。元々直線で計画し施工した道路を、本田城築城のため蛇行させた痕跡だ。

本田城跡が戦国期の構造をなすことと合わせると、本田城の築城時期は、古代の条里型地割を変更しても問題にならなかつた頃で、畠山・本田が境目

にあたり、城が必要だった時期だと考えるべきだ。恐らく享徳の乱から長享の乱にかけての一五世紀後半で、蛇行した道の延長上にある菅谷城跡と同時期の築城と考えたい。上本田の本田家は、築城の際、本田城管理のために下本田の本田家から分家した家筋ではないだろうか。

なお、南北朝時代の本田陣については、仮に現本田城跡の位置に築かれていたとしても、戦国期まで継続的に維持された記録や形跡がなく、臨時の陣城にすぎないものであったと考える。対して戦国期の本田城は、道を迂回させて築く、恒久的な構築物だったとみなしたい。

(五) 川本本田氏特有の技術・技能

中世初期の川本本田氏は、漁業・舟運を生業としていた土着地域集団を再編成して取り込み、計画集落と条里型地割を整備した開発領主で、在庁官人だったと考えられる。国司の租税徴収の実務を現地で請け負う、富豪の輩が実態だろう。

近世の記録類には、これに関連する資史料が残る。川本本田氏が伝える「本田瑛男家文書」には、名主本田氏以下総勢四〇人の連署で年貢の舟運による納付を願い出た、享保五年一〇月付「指上ヶ申證文之事」をはじめ、舟車の管理や、荒川洪水で浸食を受けた農地(流作場)の復旧工事における通用船の管理まで、川船関係の文書が複数認められる。

また、『新編武蔵風土記稿』・『武蔵国郡村誌』によれば、近世後期から明治期にかけて、本田村には「上松ノ渡」と称する荒川の渡し場(本田村―田中村間)が所在し、本田村の持ち分であったとされている⁴⁹⁾。他に、上本田に文化一〇年(一八一四)、下本田に文久四年(一八六四)の水神碑があり(図4)、下本田東端近くにも水神宮・金毘羅大権現(ともに嘉永二年(一八四九)、下本田講中)が祭られている。先の文書を勘案すると、近世の本田村では多



図4 烏山・本田の水神

烏山・本田は古墳時代以来、荒川での内水面漁業と水上交通・運輸を支配する集落であった。荒川沿いには、二〇二二年現在も近世後期の水神が立つ。

くの村人が船を有して生活に利用しており、川本本田氏は郷内の舟運全般の代表権をもって、これを差配していたことがわかる。

上下本田郷は古代から近世まで、舟運や漁業の基地であり、川港をもつ交通の要衝だった。中世にも船持衆（川船衆）があり、漁業と舟運を担っていたことに疑いの余地はない。

さらに、「本田瑛男家文書」には、宝暦二年「武州男衾郡本田村本新田御用人足伝馬割帳」にみられるように、近世の川本本田氏が伝馬の差配を行っていた史料もある。河川交通の要衝であれば、陸上交通との交点であるのが普通だ。下本田郷では、条里型地割中央の南北路や地割南端の東西路が荒川の舟運と交わっていたものとみられる。かつて川本本田氏が烏山に招き入れた秩父平氏（烏山氏）は、阿久原牧・石田牧の馬匹生産を

管理し、これを利用して武蔵国武士団の軍事・警察権を束ねる立場にあった。川本本田氏は、秩父平氏の軍事力、馬匹生産、中央との関係（京文化や貿易品）を求め、迎え入れたと考えられている⁽⁵⁰⁾。近世の川本本田氏まで繋がる馬という陸上交通手段を手にしたのは、このときが初めてであろう。とすれば、戦国期の川本本田氏は、伝馬に加え兵站を負う小荷駄の役も担ったとみてよい。駄馬の飼育・管理能力も有したはずだ。

川本本田氏と馬との関係は、川本本田氏が馬寮の官職を得ていたとある旧系図の記述と一致する。秩父平氏が管理した牧に関わる馬寮の官職を実際に得ていた可能性を指摘すべきであろう。

全体的な状況からみて、葛西城の戦いに忍び戦術実行部隊として召集された川本本田氏と配下の有した技術・技能を整理すると、前々稿での考察と忍びの定議のとおり、夜間の軍事行動の技術を基本とし、さらに、川船を持ち、操船技術に長け、馬を有し、伝馬・小荷駄の輸送技術・技能を備えていたと考えられる。その際、水陸の輸送技術・技能も、忍び戦術としての夜間の輸送に対応していたと想像できる。

葛西城に向かう北条軍の行く手には岩付太田軍が陸上で防衛線を張り、里見水軍が水上に待機していた。葛西城奪還には、川本本田氏部隊の技術・技能は代えがたい要件だったはずだ。これが、葛西城忍び乗取作戦に川本本田氏を法外な褒美で繰り返し勧誘した、北条氏の狙いの核心ではなからうか。北条氏康・氏政が求めたのは、陸を駆け水を操る忍びの技だったのだ。

この技術・技能は、前々稿で推測した天正二年（一五七四）羽生城争奪戦における、北条氏政軍の本田への移動の理由にもなりうる。氏政軍は、落城に近い羽生城を置いて、本庄着陣を経て本田に移動した。これを北条軍退却と見誤った上杉謙信は、自軍に羽生城破却を命じて撤退した。氏政軍はこれを機に再度羽生城への攻勢に転じた。前々稿で、私は氏政軍のこうした移動

を、上杉方自落による羽生城の破壊を避け、すぐに使用できる状態で奪うために氏政が用いた策略だったと推測した。北条軍は退くとみせて川本本田氏を軍に加え、忍び戦術を用いたとみたのだ。謙信の破却命令は誤算だったが、氏政は間もなく羽生城を大きな損害なく手に入れていた。広大な水の城奪取には、川本本田氏と配下の技術・技能が必要だったはずだ。

ところで、戦国期の北条氏は、通常の軍役や諸役とは別に、船の用立てを行っていた（永祿四年酉九月一七日付「北条家朱印状」森文書・戦国後北条七・七ほか）。操船技術は、船を扱う環境にあった地域集団に備わる特殊技術で、船持衆にとっては、褒美や代金を得る生業になっていたのだ。私は、葛西城奪取後、配下とした本田氏（野田本田氏）に、北条氏は、臨時の忍び戦術や水陸の輸送を主に課し、通常課すべき軍役を軽減または免除した可能性があると考えている。この場合、忍び戦術や水陸の輸送が本田郷の生業となり、本田郷住民のほとんどがその役に関わることが可能だったことになる。多くの産業が軍需産業化していた戦国後期の郷村における生業の在り方の一つとして、忍び実行部隊の規模を考える枠組みとして、手がかりとなる事例の増加を待ちたい。

七 葛西城忍び乗取作戦における本田部隊の忍び戦術

川本本田氏が葛西城奪還を期す北条氏に必要とされた理由が、夜間の軍事行動の技術の他に、夜間に対応可能な操船技術と水運の技術・技能、馬による陸運の技術・技能にあったとみられることがわかった。この観点で葛西城への北条軍の行軍をみると、本田部隊の忍び戦術がより立体的にみえてくる。

葛西城周辺にいち早く到着した氏康軍に遅れること二か月、川本本田氏に最後の召集の使者を出し、本田部隊の着陣を太田康資に任せて、氏政は軍を

率いて葛西城近くに布陣したと思われる。氏政軍は、先述のとおり岩付太田軍を迂回するため、氏康軍と同じルートを辿ったとみられ、荒川中流域周辺から元荒川を下り、陸路で岩付領七里付近を抜けて入間川筋に至り、葛西城北側に布陣したと推定する。

追って、本田部隊を従えた太田康資軍が到着した。四月二四日の作戦実行のためには、太田康資軍は四月二〇日過ぎ頃までに到着し、氏康・氏政と事前の調整をはかったものと考えられる。逆算すると、川本本田氏の太田康資軍への参陣は、四月十六日以後一週間程度の間だったはずだ。これで里見軍・岩付太田軍分断役の氏康軍、後詰の氏政軍、実行部隊の太田康資軍・本田部隊の配置が完了した。

葛西城は南に東京湾、東に中川、西に広大な湿地を望み、水堀に囲まれた要害だ。攻め手にとっては、水軍を擁し、入間川から古隅田川に入り葛西城上流の中川に出て川沿いに攻め込むのが有利だ。だが、中川には里見水軍が展開していたとみられる。そこで北条軍は、入間川筋から古隅田川南岸に続く自然堤防^⑤を行軍し、葛西城築城後に成立したと推定されている葛西新宿^⑥に至る街道上の亀有付近に陣を敷いたと考えたい（図1参照）。この街道は永祿年間から伝馬の通行があり（永祿十一年八月八日付「北条家朱印状」早稲田大学図書館所蔵遠山文書、戦国後北条一〇八八、天正一〇年五月九日付「遠山直景傳馬手形写」武州文書橋樹郡九左衛門所蔵文書）、天正末期には、北条氏により中川に船橋の架橋が命じられている（天正一八年カ三月四日付「北条家朱印状」早稲田大学中央図書館所蔵遠山文書、戦国後北条三七八四）。

行軍の状況と本田部隊投入の目的からみて、本田部隊は河越城までは船を利用して参陣し、太田康資軍の将兵や物資の運搬を担当しながら、葛西城付近では陸上輸送を担ったものと想像される。このとき、本田部隊は、葛西城

の水堀を渡るため、川船の陸路運搬を実施したのではないか。車の有無は不明だが、不整路での重量物や大形物資の運搬も、川本本田氏にとっては特段重い役割ではなかったはずだ。

十分な川船があれば、葛西城での忍び戦術は有利になる。船橋の設置等により迅速に、かつどこからでも水堀を渡ることが可能であった。潜入での損耗がない分、その後の夜間軍事行動（乗取）も十分な体制で実行できたであろう。夜わざと水陸の輸送技術・技能の組み合わせによる総合的な技術が、川本本田部隊の忍術の本分だったのだ⁵³。

本田部隊は、より広い水堀に囲まれる等して、安泰だと思われがちな外郭に迅速に攻め入り、城兵を急襲し、短時間に一つの郭を制圧したのではないだろうか。さらに、本田氏の輸送技術・技能は、同時攻撃を仕掛けた本軍太田康資軍の潜入にも利用されたかも知れない。本軍の戦いに参加した興津右近への感状（前稿【史料二一】卯月晦日付「北条氏政感状写」吉田文書、戦国後北条七六五）には、「去廿四日、青戸之地乗取候砌」とある。本軍も葛西城中心部（青戸之地）を「乗っ取った」というのは、その迅速な戦術を意味するのであろう。

残念ながら、現在私は、これ以上の材料をもたない。具体的な忍術の一手前のような結果かも知れないが、確かな史料と考古事象・地理学的な証拠からの追求の軌跡は以上のとおりだ。

八 おわりに―忍術伝書の忍術と戦国期の忍術―

本稿では、現在入手できる文献史料・考古資料・地理学的情報をできる限り広く集め、戦国期の具体的な忍び戦術に迫るよう心掛けた。その結果、戦国の忍術（忍び戦術の技術）として、三章「警固からみた戦国期忍び戦術の技術と鍛錬」に掲げた八項目に加え、川本本田氏のもつ夜間に対応した水陸

の輸送技術・技能を把握することができた。しかし、私たちのイメージにある忍術伝書の記述のような具体的な忍術にはまだ遠い。

忍術諸流の長所を集めた最大の忍術伝書『萬川集海』には、「忍術」が詳述されている。暗号、狼煙・敵の忍びの潜入を防ぐ方法、合言葉、変装、女を敵に忍びとして入れる方法（くノ一の術）、地形の見方、放火の方法、夜討の方法、火術などが挙げられている。それらの忍術には、長期に渡る敵国等での潜伏と情報収集という、近世の忍びに特有な任務を前提にしたものが多いようにみえる。伊賀・甲賀での技術伝承に因るものを中心に、戦国期の各地の忍術が必ずしも反映されているわけではないのかも知れない。忍術伝書には、撒菱のように戦国期の忍術検討の材料になりうる記述もみられるが、戦国期の忍術解明に十分な情報は書かれていない。

忍術に関する手がかりは、他に軍記にもある。しかし、『甲陽軍鑑』のように詳細を口伝として具体的な中身を記さない史料や、『加沢記』のように単に忍び戦術を実行したことをのみを記した史料が多い。反対に、鳶加藤が植物を瞬く間に実らせる『北越軍談』（元禄一〇年（一六九七）刊）のような虚構には、詳細な記述が目立つ。軍記の情報から戦国期忍術の実態に迫るには、相応な広い視野と知識が必要だ。

忍び戦術の内容を明らかにすることは、戦国の軍の戦闘技術の解明につながる。戦国の軍と戦を考えるためには、通らなければならない道だ。しかし現状は、本軍と様々な別動隊の戦術を、できるだけ多くの史料から具体化していくべき段階であり、類型化や分析は先の課題なのかも知れない。

今後もしばらくは、史料の再読と考古資料の収集・分析の階梯が続くかも知れない。しかし、多様で複雑な戦国の戦の実態を把握するためには、相応の手間が必要だ。忍びの鍛錬同様、労を惜しんではなるまい。

付 永祿四年八月二六日付「武田家朱印状写」について

前々稿【史料二】に掲載した八月二六日付「武田家朱印状写」（戦国武田四一八五）の翻刻について、「就者成敗致共不隠可申上候、」の「隠」を「穩」と誤変換した状態で掲載してしまった。ここに訂正しておきたい。両国之忍之衆に忍び戦術を命じ、要請に背くな、引き受けなければ成敗する、その時は隠れるな、との意だ。忍び戦術の厳しさを示す史料であるとともに、忍びが、隠れる技術を持つ者たちだったと捉えることもできる内容だ。

本稿の執筆にあたっては、本田文明氏、本田遊亀子氏、佐藤貴浩氏、足立区教育委員会、足立区立郷土博物館に、史料の熟覧・確認等で特別な御高配と多くの御教示を賜った。また、左記の方々より多くの御指導と御協力を賜った。お名前を記し、謝意を表したい。

新井浩文 永越信吾 加藤光男 佐藤貴浩 高島邦仁 谷口榮
村山修 柳沢誠 山田雄司 渡邊浩貴
(敬称は省略させていただきました。)

註

- (1) 西股総生 二〇二二『戦国の軍隊—現代軍事学から見た戦国大名の軍勢—』学研パブリッシング、同 二〇一五『東国武将たちの戦国史 「軍事」的視点から読み解く人物と作戦』河出書房新社
- (2) 以下、岩田明広 二〇二二『戦国の忍びを追究—葛西城乗取と羽生城忍び合戦—』『埼玉県立史跡の博物館紀要』第一四号を前々稿といい、岩田明広 二〇二二『戦国の忍びを追究—忍び器認定過程と忍び器からみた忍びの正体—』『埼玉県立史跡の博物館紀要』第一五号を前稿という。
- (3) 本稿でいう一次史料は、戦国期の戦に参戦する等直接関わった者たちが発給し、記した史料、つまり当事者史料に限る。日記や写しについては、伝聞・風聞を除く体験等、当事者史料に準ずるものと判断できる場合、これを表記した上で使用する。

(4) 最近では、戦国大名の呼称について、氏名に支配領域の国名等を付して呼称することが多くなっている。本稿でもこれに倣うが、容易に区別できる場合は、これを省いた。

(5) 本稿でいう忍術とは、忍び戦術に参加する兵士に忍び個々人が行う身体行動で用いる技術・技能と、忍び戦術を実行する集団の行動に関する技術・技能をまとめたものを意味する。

(6) 本稿では、前々稿・前稿と同様、築瀬大輔 二〇一七『上杉謙信の雪中越山』高志書院による合計一七回の出陣があったとする見解に従う。

(7) 認知科学の成果を歴史学に応用する理論については、岩田明広 二〇〇五『型式学理論の基礎的研究(上)』『埼玉考古』四〇 埼玉考古学会、「同(中)」同四一、「同(下)」同四二で構築した。また、概要を岩田明広 二〇一〇『認知考古学—事例研究による方法論の展望—』『縄文時代の考古学』一二 同成社に紹介した。

(8) 西ヶ谷恭弘 一九八八『戦国城郭の忍者警固』『戦国史研究』第一六号

(9) 丸島和洋 二〇一五『真田四代と信繁』平凡社新書

(10) 註8の文献、西ヶ谷恭弘 一九九八『逆井城発掘調査報告—第四次—八次調査の出土遺構—』『郷土研究さしま』第11号、猿島町立資料館

(11) 養父市教育委員会 二〇一五『平成二十七年殿屋敷遺跡発掘調査 現地説明会資料—堀をめぐらせた八木氏館—』

(12) 佐藤春夫ほか 二〇一八『町内遺跡発掘調査報告書(一〇)毛呂城跡第2次・第3次・第4次発掘調査 タマキ遺跡第1次発掘調査』毛呂山町埋蔵文化財調査報告書第三二集

(13) 江見正己ほか 二〇〇三『河内構遺跡・河内城跡・河内遺跡・ナル林遺跡・久川上原城跡・北条高下遺跡・蛤畑遺跡・岡遺跡・比丘尼ヶ城跡・城峪城跡・札ノ尾遺跡 菅田ダム建設に伴う発掘調査』岡山県埋蔵文化財発掘調査報告1、岡山県古代吉備文化財センター

(14) Mann et al. 2008. Proxy-based reconstructions of hemispheric and global surface temperature variations over the past two millennia. PNAS, 105, 36.

(15) 国立研究開発法人産業技術総合研究所ホームページに掲載された数値と大阪市立科学館 二〇〇六『よみハンドブック 20064~20084』によろ。

(16) 谷口榮氏の御教示及び埼玉県立嵐山史跡の博物館令和3年度博物館セミナー「戦国の忍びを考える—武蔵国での戦いをめぐって—」の発表 谷口榮「忍びにより葛西城を奪う」を前提に考察した。

(17) 足立区教育委員会佐藤貴浩氏の御教示による。

(18) 国分郷土誌編纂委員会編 一九六〇『国分郷土誌』に薩摩本田氏の略系図が復元されている。

る。以後の国分郷土誌編纂委員会が関わった資料には、これをもとに島津氏と本田氏の関係が書かれている。宮之原研 一九八八『畠山重忠公の血脈』サンケイ新聞データベースに、本田親恒が薩摩に下り木牟礼城を築いたこと、親恒の養子となった畠山重忠実子の石丸が、名を貞親に改めて島津忠久の家臣となり、薩摩本田氏として九州に根付いたこと等が書かれているが、情報源は同じだ。

(19) 海老名尚・福田豊彦 一九九二『資料紹介』田中穰氏旧蔵典籍古文書「六条八幡宮造管注文」について『国立歴史民俗博物館研究報告』45号

(20) 杉山 博 一九八二『戦国大名後北条氏の研究』名著出版

(21) 米沢市上杉博物館 二〇〇三『国宝 上杉家文書図説—古文書が語りはじめた—』

(22) 国立国会図書館蔵『御觸書 三十五』〔御觸書集成〕31

(23) 菅野則昭 二〇〇三『江戸の村医者—本田寛庵・定年父子の日記』新日本出版社

(24) 谷口榮 二〇〇七『平成一九年度特別展 関東戦乱 戦国を駆け抜けた葛西城』葛飾区郷土と天文の博物館

(25) 滝川恒昭 二〇一九『第一次国府台合戦再考』『千葉史学』七五号

(26) 小栗 博 一九七八『関東管領補任沿革小稿 その(一)』『法政史論』第五号。同 一九九七『関東管領補任沿革小稿 その(二)』『日本中世の史的展開』文献出版。最新の見解は、長塚孝 二〇二一『氏康と古河公方の政治関係』黒田基樹編『北条氏康とその時代』シリーズ戦国大名の新研究2、戒光祥出版による。黒田は、謙信が関東管領を譲られたことをもって、北条と同じ立場に立ったとしているが、武蔵国岩殿山正法寺(現埼玉県東松山市)に伝わる僧榮俊法印が永禄三年に記した上杉・関東諸將軍の行軍記録(『松橋流血脈裏書』)には「末代乃おほほ□書也、関東伊豆之国江氏綱出張、伊豆ヲ取、サカミヲ取、両国之持(侍カ)皆タヤス也、武州江打入、クホウ・クハムレイ西□□トノヲタヤシ、関東之守護トナル也」とあり、北条氏の関東管領の主張は、当時広く受け入れられていたわけではないようだ。

(27) 滝川恒昭 二〇二〇『千葉市と里見氏の香取侵攻』『敵を阻む城、にぎわう城下—戦国時代の本佐倉城と千葉市の歴史』本佐倉城跡国史跡指定20周年記念事業講演会記録集

(28) 註6の文献による。

(29) 真鍋淳哉 二〇一八『戦国江戸湾の海賊 北条水軍VS里見水軍』シリーズ実像に迫る016 戒光祥出版

(30) 註29に同じ。

(31) 永禄四年大般若経卷一六三奥書「永禄四年辛酉武州大乱為静謐、中院真説」〔新編埼玉原史

資料編九』三〇五)や同年大般若波羅蜜多経卷第二五二奥書「永禄四酉ノ年、景虎・氏康・上鉾種、万民不安故真説畢、仏地院、真説、第二度畢」(同三〇七)、同年大般若経卷数未詳奥書(後筆)景虎 氏康 朝敵、酉ノ大乱勝敗未決、為天下一統真説、中院」(同三一〇)、永禄五年大般若経卷第三逆□筆者是□、本願仙波玉林坊良芸、永禄五年壬戌正月二日、為大乱静謐真説、仙波中院法印」(同三一二)、永禄五年大般若経卷第四八三奥書「壬戌正月廿九日、氏康下足立御勤、岩付大切ノ間為安全」(同三一四)などがある。萩原龍夫 一九七六『後北条氏の葛西地域支配について』『関東戦国史の研究』萩原龍夫還暦記念出版、下山治久編 二〇一〇『戦国時代年表 後北条氏編』東京堂出版では、永禄五年正月付「大般若経第四九九奥書」(氷川女体神社所蔵大般若経、新編埼玉原史資料編九・三二六)で、岩付太田氏による北条氏征討が祈願されていることと合わせ、葛西城を北条氏から奪ったのが岩付太田氏で、岩付太田資正が在城していたと考えている。しかし、『太田家記』や、岩付太田氏と同盟関係にあり、海上から利根川水系の水を奪って里見氏の動向からみて、岩付太田氏が葛西城を奪い直接支配していたとするのは妥当ではない。岩付太田氏に里見氏との協力関係はあっても、葛西城の奪取は里見軍によるところが主だとみるのが自然であろう。

(32) 黒田基樹 二〇一五『北条氏政』『北条氏政の子供たち』宮帯出版社

(33) 前々稿では、『寛政重修諸家譜』との整合性等も示したが、本稿は前々稿とは別の証拠により葛西城乗取の本田氏が川本本田氏であることを示そうとするため、ここでは三月二日と四月十六日の書状ではじめて知行宛行を示していると読めることにとどめた推定としておく。

(34) 平山優 二〇二一『戦国の忍び』角川選書で、軍記を含め具体的にイメージされている。ただし、越山の影響が残る当時、北条軍が展開する地域での制限は詳らかではない。

(35) 川本町 一九八九『川本町史 通史編』

(36) 奈良国立文化財研究所 一九六六『奈良国立文化財研究所史料5 平城宮木簡一』

(37) 村松篤 二〇〇〇『百済木—川本町遺跡調査会』

(38) 栗岡潤 二〇〇〇『如意／如意南』埼玉県埋蔵文化財調査事業報告書第241集、山本禎 二〇〇一『如意遺跡』埼玉県埋蔵文化財調査事業報告書第24集、山本禎・岩瀬謙 二〇〇二『如意Ⅲ／川端』埼玉県埋蔵文化財調査事業報告書第276集

(39) 村松篤 一九八九『畠山館跡 第3次・第4次発掘調査報告書』川本町教育委員会、村松篤 一九九九『畠山館跡 5次調査の報告』川本町遺跡調査会報告書第4集

(40) 栗田竹雄 一九五九『荒川中流域の洪水について』『秩父自然科学博物館研究報告』9

(41) 山川守男 二〇二一『下田町遺跡と和田吉野川流域の馬事の様相』『埼玉考古』56

- (42) 矢田 勝 一九九七「静岡平野北部の条里と古代東海道―袋井平野の条里と古代東海道―『空から見た古代遺跡と条里』条里制研究会編に同様の方法で古代東海道を発見した実践が紹介されている。
- (43) 関東条里研究会編 二〇一五『関東条里の研究』東京堂出版
- (44) 山本 禎 二〇一一『塚原古墳群』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第三八六集掲載の試掘・立ち合い調査成果による。
- (45) 清水 亮 二〇一〇「在地領主としての東国家族的武士団」『地方史研究』三四七号六〇巻第五号
- (46) 村松 篤 二〇〇〇『上本田遺跡Ⅰ』川本町遺跡調査会報告書第5集
- (47) 金田 章 裕 一九八二「条里プランと小字地名」『人文地理』第三四三号、同 一九八五「条里と村落の歴史地理学研究」大明堂
- (48) 岩田 明 広 一九九八『今井条里遺跡』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第192集
- (49) 註35に同じ。
- (50) 註45に同じ。
- (51) 自然堤防の存在は、永越信吾氏の御教示による。
- (52) 谷口 榮 二〇〇九『東京下町に眠る戦国の城 葛西城』シリーズ「遺跡を学ぶ」057
- (53) 現在のところ、川本本田氏の操船技術や馬による輸送技術の具体的な内容についてはつかめていない。類似的考察は、本稿と同時期に刊行される『戦国の城と忍び』（吉川弘文館）所収の高島邦仁 二〇二三「上杉謙信の「夜わざ鍛錬之者」から探る羽生城の忍び―羽生城救援戦略と「夜わざ鍛錬之者」―」に、忍びと同様の特殊武装集団の特殊技能として提示されており参考になる。